

令和8年度 袖ヶ浦市 市政協力員会議

日時：令和8年4月12日（日）
午後2時から

場所：市民会館（昭和交流センター）
大ホール

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 議長挨拶
- 5 執行部紹介
- 6 市からの連絡事項について
- 7 閉 会

【市政協力員について】

市政協力員は、袖ヶ浦市市政協力員設置要綱に基づき、区等自治会において、

- ① 行政情報の周知伝達
- ② 簡易な調査報告
- ③ 各種文書の配付
- ④ 地域からの建設的な意見の連絡

などの職務を担っていただく方々です。任期は1年間と定められており、令和8年度の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

また、市政協力員は、袖ヶ浦市市政協力員設置要綱第8条により守秘義務が規定されており、在任中及び退任後において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされています。

袖ヶ浦市市政協力員設置要綱については、69頁をご参照ください。

目 次

令和8年度主要事業及び行事予定表	1	
その他お知らせ	2	
＜市からの連絡事項＞		
○ 市民生活部	地域コミュニティ課	3
	1 回覧文書の発送について	
	2 市政協力員の報償金について	
	3 市政協力員活動中の事故等に対する補償について	
	4 行政協力交付金について	
	5 集会施設の火災保険加入について	
	6 コミュニティ助成事業補助金について	
	7 要望書の取扱いについて	
	8 自治会運営マニュアル等について	
	9 地域まちづくり協議会の設立支援等について	
	10 そでふれば（市民協働会議室）の利用について	
	11 そでのわ（市民協働サポートセンター）について	
	12 ボランティア証明書の発行について	
○ 企画政策部	D X 推進課	9
	1 窓口受付時間の見直しについて	
○ 総務部	総務課	11
	1 社会奉仕活動中の事故に対する補償金の支給について	
	防災安全課	13
	2 ハザードマップの配布について	
	3 自主防災組織の結成について	
	4 災害発生時の被害報告について	
	5 総合防災訓練について	
	6 避難行動要支援者対策について	
	7 防災行政無線による放送及び子局の個別放送の方法について	
	8 防災行政無線戸別受信機の貸与について	
	9 自衛隊協力会について	
	10 交通災害共済の加入について	
	11 自主防犯組織の結成について	
	12 防犯灯の修繕等について	
	13 防犯指導員の推薦について	
○ 健康こども部	子育て支援課・こども家庭センター	25
	1 「こどもまんなか社会」の推進について	
	2 ファミリーサポートセンター提供会員の募集について	
	こども家庭センター	26
	3 こども家庭センターについて	
	スポーツ振興課	31
	4 ちばアクアラインマラソン2026大会の開催について	
○ 福祉部	地域福祉課	33
	1 日赤活動資金募集について	
	2 成年後見制度について	
	3 高齢者等見守りネットワークの協力について	

	高齢者支援課	37
	4 地域包括支援センターによる高齢者に関する相談体制について	
	5 袖ヶ浦いきいき百歳体操について	
○ 環境経済部	環境管理課	41
	1 令和8年度緑の募金について	
	2 令和8年度市内一斉清掃について	
	廃棄物対策課	42
	3 ごみステーションの新規設置・移設について	
	4 ごみステーションの維持管理について（看板及びネットの配布）	
	5 資源回収自治会事業について	
	6 廃棄物減量等推進員の推薦について	
	商工観光課	47
	7 「そでがうらまつり～アレワイサノサ～」の開催について	
○ 都市建設部	都市整備課	49
	1 公園及び緑地の管理協力について	
	2 木造住宅の耐震改修工事等について	
	3 瓦屋根耐風改修事業補助について	
	土木管理課	52
	4 道路美化活動のご協力について	
○ 消防本部	総務課	53
	1 消防団員の確保について	
	2 消火栓ホース格納箱について	
	3 「(仮称)袖ヶ浦市統合消防庁舎」の整備について	
	予防課	54
	4 火災予防対策について	
	中央消防署	54
	5 一般市民による心肺蘇生及び救命講習受講の重要性	
○ 教育部	生涯学習課	55
	1 青少年育成袖ヶ浦市民会議賛助会費の納入について	
	2 市職員出前講座のご案内	
	3 SODEGAURA子どもスポーツフェスタ開催のご案内	
	4 第31回そでがうらわんぱくクエスト実施に伴うご協力のご願い	
	5 令和8年度青少年健全育成推進大会の実行委員及び参加について	
	6 第42回生涯学習推進大会の参加について	
○ 選挙管理委員会事務局		67
	1 選挙執行時の投票所の施設借用と投票立会人の選出	
○ 社会福祉協議会		68
	1 社会福祉協議会支部長の依頼について	
	2 令和8年度社会福祉協議会費等の納入依頼について	
	【参考】袖ヶ浦市市政協力員設置要綱	69
	【別冊資料】区等自治会の要望書及び要望書以外での取扱いと関係様式一覧	

令和8年度主要事業及び行事予定表

月	件名及び実施時期	ご協力依頼先
4	赤十字活動資金の取りまとめ依頼（納入時期：5月～6月）	全自治会
	緑の募金（～5月31日まで）	全自治会
	社会福祉協議会費の納入（納入時期：5月～6月）	全自治会
5	15（金）自衛隊協力会総会（陸上自衛隊木更津駐屯地）	全自治会
	31（日）市内一斉清掃（予備日6月7日（日））	全自治会
6	1日（月）窓口受付時間の変更開始	
	7日（日）消防操法大会（予備日6月14日（日））	自治連役員、 全自治会（分区を除く）
7	4日（土）青少年健全育成推進大会、市民三学大学講座①	自治連 （全自治会から25名）
	27日（月）～29日（水）そでがうらわんぱくクエスト	
8	—	
9	赤い羽根共同募金運動の戸別募金（納入時期：10～11月）	全自治会
	27日（日）第31回ふれあいフェスティバル	
10	11日（日）そでがうらまつり～アレワイサノサ～	自治連選出実行委員1名
	15日（木）戦没者追悼式	
	18日（日）市内一斉清掃（予備日10月25日（日））	全自治会
	31日（土）、11月1日（日） 市民会館まつり、根形公民館まつり、平岡公民館文化・スポーツまつり	各イベント 自治連選出実行委員1名
11	8日（日）ちばアクアラインマラソン2026	
	9日（月）～15日（日）袖ヶ浦美術展（根形交流センター）	
	9日（月）～15日（日）秋季全国一斉火災予防運動	未定
	14日（土）、15日（日） 平川公民館まつり、長浦公民館まつり	各イベント 自治連選出実行委員1名
	歳末たすけあい運動における戸別募金（納入時期：12月）	全自治会
12	25日（金）～31日（木）消防団歳末特別警戒	
1	10日（日）袖ヶ浦市二十歳を祝う会 （昭和地区・長浦地区・蔵波地区・根形地区・平川地区）	
	17日（日）消防出初式	自治連役員、 全自治会（分区を除く）
	23日（土）SODEGAURA子どもスポーツフェスタ	
2	13日（土）生涯学習推進大会、市民三学大学講座②	自治連に参加依頼 （全自治会から10名）
3	1日（月）～7日（日）春季全国一斉火災予防運動	未定

その他お知らせ

1 交流センターにおける書類や募金の預かりについて

(1) 対象施設

- ・市民会館（昭和交流センター）
 - ・長浦交流センター（長浦公民館）
 - ・根形交流センター（根形公民館）
 - ・平岡交流センター（平岡公民館）
 - ・平川交流センター（平川公民館）
- ※富岡サブセンターは対象外です。

(2) 受付時間

令和8年6月1日（月）から窓口受付時間を変更します。詳細は、9頁をご参照ください。

【現行】 8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）

【見直し後】 9時00分から16時30分まで（土日祝日、年末年始を除く）

(3) 対象となる書類や募金

①書類

市（各担当部署）から市政協力員宛てに届いた文書のうち、提出先に交流センターが明記された書類

②募金

市（各担当部署）から市政協力員宛てにご案内や協力の依頼があった募金

(4) 注意事項

- ・交流センター窓口での書類の内容の確認や審査は行いません。
- ・交流センターでお預かりした書類や募金を担当部署に転送するのは、翌開庁日以降となります。
- ・交流センター管理人による書類や募金の預りはできません。

※ 市政協力員会議資料の電子データについて

市ホームページに本資料の電子データを掲載します。

URL：<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/local-community/siseikyoryokuin.html>




2次元コード：

検索ワード：「袖ヶ浦市 市政協力員」

市からの連絡事項

市民生活部 地域コミュニティ課

連絡先：62-3102

件名	説明															
<p>1 回覧文書の発送について</p>	<p>原則として毎月第2水曜日に回覧文書を発送（依頼）します。紙の文書は、市内の各交流センターや市政情報室でも自由に閲覧することができます。電子データは、市ホームページに掲載しています。</p> <p><https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/local-community/kairannbutuitirann.html></p> <div style="text-align: center;">  <p>(2次元コード)</p> </div> <p>道路工事の周知や交通規制など、緊急性のあるものについては、定期発送日以外にも回覧を依頼する場合がありますのでご了承ください。</p> <p>市以外の官公庁（警察、君津健康福祉センター等）からの文書についても、市の回覧文書と同様に回覧をお願いします。</p> <p>※健康器具や図書等の購入などの回覧文書は、市とは関係ありません。また、市では斡旋業者に対して市政協力員名簿などの情報提供は行っていません。</p> <p>回覧板を地域コミュニティ課で配布しています。配布数は在庫状況によりますので、受け取りを希望する場合は、事前に地域コミュニティ課へお問い合わせください。</p>															
<p>2 市政協力員の報償金について</p>	<p>回覧の配付などの業務に対して報償金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市政協力員（地区代表を除く） 2 時期 10月末と3月末 3 報酬額（月額） <table border="1" data-bbox="512 1357 1369 1574"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>区長</th> <th>分区長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30世帯未満</td> <td>12,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>30～49世帯</td> <td>13,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>50～99世帯</td> <td>14,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>15,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><計算例：会員51世帯の区長の場合（上半期分）> 14,000円×6カ月－源泉所得税</p>	世帯数	区長	分区長	30世帯未満	12,000円	11,000円	30～49世帯	13,000円	12,000円	50～99世帯	14,000円	13,000円	100世帯以上	15,000円	14,000円
世帯数	区長	分区長														
30世帯未満	12,000円	11,000円														
30～49世帯	13,000円	12,000円														
50～99世帯	14,000円	13,000円														
100世帯以上	15,000円	14,000円														
<p>3 市政協力員活動中の事故等に対する補償について</p>	<p>市では、市政協力員としての活動中の事故によって怪我をされた場合に、補償金をお支払しています（補償金のお支払いに際しては、支払金額の補填を受けるため「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補償金の額 12頁のとおり 2 対象となる活動 市政協力員として行う以下の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政情報の周知伝達 (2) 簡易な調査報告（例：加入世帯数の調査等） (3) 各種文書の配付（例：回覧文書の配布等） (4) 地域からの要望とりまとめ作業等 															

市からの連絡事項

市民生活部 地域コミュニティ課


連絡先：62-3102

件名	説明
<p>4 行政協力交付金について</p>	<p>市では、自治会等のコミュニティ活動の推進を図るとともに、行政情報の連絡や行政協力を円滑に進めるため、行政協力交付金を交付しています。行政協力交付金の使用用途は限定していませんが、主に自治会等の活動費や役員・班長手当としての使用を想定しています。分区等のある自治会等の場合は、分区等を統括している自治会等にまとめてお支払いします。</p> <p>なお、地区代表にはお支払いしていません。</p> <p>1 交付金の額</p> <p>(均等割額) 100世帯以下 40,000円 101世帯以上 30,000円 1分区につき10,000円を加算</p> <p>(世帯割額) 世帯数×1,700円</p> <p>【計算例：会員50世帯の自治会の場合】 40,000円+1,700円×50世帯 =125,000円</p> <p>【計算例：会員150世帯で2分区ある自治会の場合】 30,000円+10,000円×2分区 +1,700円×150世帯=305,000円</p> <p>2 手続の時期</p> <p>5月中に申請手続をしていただき、7月下旬頃に交付を予定しています(申請書類は資料に同封)。また、翌年4月に実績報告書を提出していただきます(別途通知します。)</p>
<p>5 集会施設の火災保険加入について</p>	<p>市は、区等自治会が管理する集会施設等について、区等集会施設建設等補助金により、修繕工事にかかる経費の2分の1の金額を補助しておりますが、残り2分の1の金額については、区等自治会が負担することとなります。</p> <p>令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨では、少なくとも36施設以上(※市に被害報告をいただいた集会施設の件数)の集会施設が被災し、100万円を超える修繕費が必要となった集会施設もありました。この際、火災保険に加入していた集会施設は、修繕費の約2割から4割を保険金により賄うことができたと同っております。火災保険に加入していない集会施設におかれましては、台風等自然災害による修繕費にかかる自治会負担額を少しでも抑えるため、台風等自然災害に対応した火災保険への加入をご検討くださいますようお願いいたします。</p> <p>※火災保険の内容等詳細は各保険会社にお問い合わせください。</p>

市からの連絡事項

市民生活部 地域コミュニティ課


連絡先：62-3102



件名	説明
<p>6 コミュニティ助成事業補助金について</p>	<p>令和9年度以降の集会施設の建設や備品等の整備について、一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成金」を活用できるよう新たに制度を設けました。「区等集会施設建設等補助金」と比べ、補助額の設定が異なります。なお、申請時期や手続きに一定の要件があるため、活用を検討される自治会におかれましては、早めに地域コミュニティ課へご相談ください。</p> <p>【対象事業・補助額】</p> <p>1 備品等の整備 100万円～250万円</p> <p>2 集会所の建設等 事業費の5分の3以内 (上限額2,000万円)</p>
<p>7 要望書の取扱いについて</p>	<p>8頁「令和8年度要望書の取扱いについて」により、取り扱います。</p>
<p>8 自治会運営マニュアル等について</p>	<p>自治連絡協議会と市は、自治会役員の負担軽減を図るため、自治会の基本的な運営方法などをまとめた「自治会運営マニュアル」を作成しています。この自治会運営マニュアルには、現役の役員又はこれから役員に就任する方を対象に、「自治会の役割やメリット」、「自治会の運営方法」、「自治会への加入促進方法」などを掲載しています。また、自治会未加入世帯に自治会を知ってもらうため、配布用の自治会加入促進チラシも作成しています。自治会員の加入促進に向けた取組にあたっては、是非これらをご活用ください（自治会加入促進チラシは、本年度に内容を更新した新版を発行しました。資料に10部同封しています。追加で必要な場合は、地域コミュニティ課へお問い合わせください。）。</p> <p>【自治会運営マニュアルの閲覧方法】</p> <p>1 自治会運営マニュアルの冊子は、令和3年度の市政協力員会議の際に配布させていただき、自治会内で保管し、次年度以降の役員にも共有するようお願いしています。</p> <p>本年度から新たに市政協力員にご就任された方につきましては、前任の市政協力員にお問い合わせのうえ、自治会内で保管されている冊子をご閲覧ください。</p> <p>2 市ホームページからも閲覧可能です。 <https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/local-community/zitikaiuneimanual.html></p> <div data-bbox="587 1818 699 1930" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(2次元コード)</p> <p>3 追加で冊子が必要な場合は、地域コミュニティ課にご連絡ください（ただし、在庫状況によってはご要望に沿えない可能性もございますので、ご了承ください。）。</p>

市からの連絡事項

市民生活部 地域コミュニティ課

連絡先：62-3102

件名	説明
<p>9 地域まちづくり協議会の設立支援等について</p>	<p>地域まちづくり協議会は、区・自治会をはじめ、各分野の制度ボランティア、NPO、事業者等の地域のまちづくりに関わっている様々な団体が参加し、お互いに情報交換や連携しながら、より住みやすい地域づくりを進めるための任意の組織になります。</p> <p>市内では長浦地区及び中川・富岡地区で設立されており、その運営や活動等に対する支援を市で行っております。その他の地区においても設立に向けてご検討くださるようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会の設立単位 原則として市内5地区（昭和・長浦・根形・平岡・中富） 2 市の支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の確保、資料作成、相談業務等による支援 ・補助金（運営費：限度額5万円、事業費：限度額80万円）の交付による支援 など
<p>10 そでふれば（市民協働会議室）の利用について</p>	<p>市内において非営利かつ公益的な活動を行う団体等が、打合せや会議、講座などの用途でご利用いただける会議室「そでふれば」を設置しています。</p> <p>なお、ご利用にあたっては、あらかじめ団体の利用登録が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 場所 袖ヶ浦市役所南庁舎2階 2 利用料 無料 3 予約の有無 要予約 <p>詳細は、市ホームページをご確認ください。 https://www.city.sodegaura.lg.jp/site/sodenowa/sodehureba.html</p> <div style="text-align: center;">  <p>(2次元コード)</p> </div>
<p>11 そでのわ（市民活動サポートセンター）の利用について</p>	<p>市役所中庁舎2階に、地域の課題解決や地域のまちづくりに取り組む各種団体を支援するとともに、すでに市民活動をしている方やこれから始めたいと思っている方からの相談への対応や情報提供を行うことを目的に「市民活動サポートセンター（愛称：そでのわ）」を設置しています。</p> <p>そでのわが行う業務は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供 市民活動に関する情報を提供し、市民活動団体などの繋がりをつくる支援をします。主に、団体の活動に関することや開催するイベント、会員・ボランティアの募集情報などを集約し、参加者・協力者を募るための情報を発信します。

	<p>2 研修機会の提供 市民活動を行うために必要なスキル・ノウハウを身につけるための研修機会の提供や、市民活動に興味を持ってもらうための講座を開催します。</p> <p>3 アドバイザーによる支援 団体が抱える悩みや問題に対し、専門的な知識や経験を有する方(アドバイザー)に相談できる機会を提供します。</p> <p>4 活動場所などの提供 団体が打合せや会議をはじめ、イベント開催などで活用できる場所を提供します。</p> <p>詳細は、市ホームページをご確認ください。 <https://www.city.sodegaura.lg.jp/site/sodenowa/></p>  (2次元コード)
<p>1 2 ボランティア 証明書の発行 について</p>	<p>市では、学生の進学や就職活動等において、ボランティア活動の実績を証明することを目的として、令和8年4月からボランティア活動証明書の発行を開始しました。</p> <p>証明書の対象となる活動は、市が主催する事業のほか、市民活動サポートセンター「そでのわ」に登録のある団体の事業など、市が内容を把握できるボランティア活動となります。</p> <p>また、証明書は、これらの活動に参加した本人からの申請に基づき、各担当課において内容を確認のうえ発行します。</p> <p>各地区において学生等がいらっしゃる場合には、本制度についてご周知くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、制度の詳細や申請方法については、市ホームページをご確認いただくか、地域コミュニティ課までお問い合わせください。</p> <p><https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/local-community/borantextiasyoumei.html></p>  (2次元コード)

令和8年度 要望書の取扱いについて

1 要望書として取り扱う事項

要望書として取り扱う事項は、地域における市民生活の向上に必要と認められる重要な事項とします。

区等自治会の多数の意見として必要な公共性のある案件に限定してください。

なお、要望書が不要の案件もあります。事前に地域コミュニティ課までご相談ください。

2 要望書の提出にあたって

次のどちらかの方法で要望書を提出してください。

①書面

指定の様式（別冊資料3頁）を用いて、市政協力員が直接地域コミュニティ課に提出してください。

様式の電子データは市ホームページに掲載しております。



<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/local-community/jitikaiyoubou.html>

②電子

下記フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。



<https://logoform.jp/form/tSXa/165097>

要望書は1枚の用紙に1件としてください。地図、写真などの添付が必要です。採用にならない場合もありますので、優先順位を決めて提出してください。なお、過去に要望書で取扱いが決定している案件で、その後に特段の状況の変化がない場合は、原則として再提出をお受けすることができません。

3 要望書以外で取り扱うもの（別冊資料1～2頁の一覧に記載のもの）

補修、修繕及び担当課が扱っている事項については、要望書ではなく、直接それぞれの担当課にご相談ください。

4 受付窓口・期間

(1) 書面受付窓口 地域コミュニティ課【市役所中庁舎2階】

(2) 受付期間 随時受付します。

なお、多額の費用を伴うものは、翌年度予算に要望する必要があるため、8月末までに要望書を提出してください。

5 要望書に対する市の対応について

要望事項については、緊急性や重要性、経済的効果や他地域とのバランスなどを考慮して事業化を図ります。

回答は、担当課から要望書受付日の翌四半期の末日までに行います。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
提出時期	4月～6月	7月～9月	10月～12月	令和9年1月～3月
市の回答期限	9月末	12月末	令和9年3月末	令和9年6月末

国、県、警察等への要望事項については、事前に関係機関と相談いただいた後、市からの応援要請として関係機関に依頼します。

(例：国道、県道の改修工事や信号機、規制標識の設置など)

市からの連絡事項

企画政策部 DX推進課

総務部 職員課

連絡先：62-2137

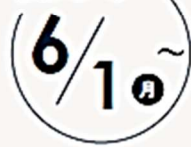
件名	説明
<p>1 窓口受付時間の見直しについて</p>	<p>業務改善等を検討する時間を計画的に確保し限られた時間を効率的かつ有効に活用することで、行政サービスの向上を図るとともに、職員が働きやすい環境づくりを進めることを目的に、令和8年6月1日（月）から窓口受付時間を変更します。 ご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>1 受付時間 【現行】8時30分から17時15分まで 【見直し後】9時00分から16時30分まで ※16時30分までに受け付けた手続等は受付時間終了後も継続して対応します。また、緊急の場合などは受付時間外でも対応を行います。</p> <p>2 開始時期 令和8年6月1日（月）から</p> <p>3 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁（全部署） ・クリーンセンター（廃棄物対策課） ※ごみの持ち込み受付時間に変更はありません。 ・終末処理場（下水道課） ・農業センター ・消防本部（※消防署は含みません） ・交流センター（全5施設） ・図書館（全3施設） ・郷土博物館 <p style="text-align: right;">※施設の開館・利用時間に変更はありません。</p> <p>※保育所、消防署など上記施設以外に変更ありません。</p>



窓口受付時間が変わります

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

令和8年



9時00分 から **16時30分** まで

Q なぜ窓口受付時間を変更するのですか？

A 業務改善等を検討する時間を計画的に確保し限られた時間を効率的かつ有効に活用することで、行政サービスの向上を図るとともに、職員が働きやすい環境づくりを進めることを目的に実施します。

Q 受付時間内に手続きすることが難しい場合はどうしたらいいですか？

A 住民票の写しや印鑑登録証明書などについてはマイナンバーカードを利用することで、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で発行が可能です。市役所や行政センターの窓口にお越しいただくことなく、窓口で申請するよりも100円安く取得できますので、ぜひご利用ください。

また、手続きによっては、自宅のパソコンやスマートフォンなどから、オンラインで申請や届出を行うことができますので、ぜひご利用ください。

▶ コンビニ交付について

▶ 電子申請について



Q 電話の時間も変わりますか？

A 電話受付の時間はこれまでと変更ありません。

袖ヶ浦市

※詳細は市ホームページに掲載しております。

<<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/dx/mado-time.html>>




2次元コード

市からの連絡事項

総務部 総務課

連絡先：62-2104

件名	説明
<p>1 社会奉仕活動中の事故に対する補償金の支給について</p>	<p>市では、社会奉仕活動に参加中の方が、その活動中の事故によって入院・通院を伴う怪我等をされた場合に、補償金をお支払しています（補償金のお支払に際しては、支払金額の補填を受けるため「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。）。</p> <p>1 補償金の額 12頁のとおり</p> <p>2 補償対象となる社会奉仕活動の要件</p> <p>(1) 自治会、PTA、子ども会などの住民の方々によって構成されている団体の活動であること。</p> <p>(2) 無報酬で労力の提供がなされる活動であること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、公園などの公共施設の清掃活動 ・防犯、交通安全のための活動等 <p>(3) 事前に社会奉仕活動の申請をし、承認を受けていること。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉清掃は、市の主催行事のため、申請不要です。ただし、草刈りや枝の伐採等をするため、草刈り機等を使用する場合には、社会奉仕活動の申請が必要です。 ・社会奉仕活動に参加するための往復途上は補償対象となりません。 <p>3 承認の手続</p> <p>社会奉仕活動を行う前（実施日の7日前まで）に、「社会奉仕活動承認申請書」（別冊資料4頁）に必要事項を記入し、市役所総務課に申請書を提出してください（交流センターでお預かりすることもできます。）。</p> <p>また、電子申請による申請も受け付けております。以下の2次元コードより申請可能です。</p> <p>活動内容が承認された場合は、後日「社会奉仕活動承認決定通知書」を申請者（代表者）のご住所宛てに送付します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【事前の申請が必要】</p> <p>スマートフォン、パソコンから 申請手続が可能です。</p> <p><https://logoform.jp/form/tSxa/157127></p>  </div>

○ 袖ヶ浦市総合災害補償要綱（抜粋）

別表（第3条関係）

区分	給付額
死亡給付金	5,000,000円
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 5,000,000円～200,000円
入院補償給付金	入院日数 1日以上5日まで 20,000円
	入院日数 6日以上15日まで 30,000円
	入院日数 16日以上30日まで 60,000円
	入院日数 31日以上60日まで 90,000円
	入院日数 61日以上90日まで 120,000円
	入院日数 91日以上 150,000円
通院補償給付金	通院日数 2日以上5日まで 10,000円
	通院日数 6日以上15日まで 20,000円
	通院日数 16日以上30日まで 30,000円
	通院日数 31日以上60日まで 45,000円
	通院日数 61日以上 60,000円

※ 社会奉仕活動中等に住居等第三者（他の市町村の住民も含まれます。）の身体障害及び財物損壊が発生した場合、総務課（☎62-2104）までご連絡ください。

※ 市が契約する「全国市長会市民総合賠償補償保険」の保険料引上げに伴い、持続可能な補償体制を維持するため、近隣市の状況も参考にしながら、給付実績の大半を占める入院・通院補償については現行水準を維持する形で、令和9年度(来年度)以降の給付額の変更を行う可能性があります。

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

連絡先：62-2119

件名	説明
<p>2 袖ヶ浦市ハザードマップの配布について</p>	<p>本市では、洪水等の災害種別ごとに発行していた防災マップを1冊にとりまとめた「袖ヶ浦市総合ハザードマップ」を令和4年度に作成しております。</p> <p>この総合ハザードマップにより、お住いの地域の災害リスクを確認しやすくなり、また、指定緊急避難場所等の所在や防災に役立つ知識なども併せて掲載しているため、ご家庭や地域の防災対策にご活用いただけます。</p> <p>もしお持ちでない方等がいましたら、防災安全課までお問い合わせいただくか、袖ヶ浦市役所や、最寄りの各交流センターでもお受け取りいただける旨、ご紹介ください。</p> <p>また、外出先からスマートフォン等で閲覧できる「Web版ハザードマップ」も公開しております。</p> <p>ハザードマップのほか、雨水出水浸水想定区域の指定及び公表についても、市ホームページにおいて行っております。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="501 996 810 1429" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="874 1070 1141 1131" style="text-align: center;"> <p>Web版ハザードマップ 2次元コード</p> </div> <div data-bbox="1177 1014 1343 1182" style="text-align: center;"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="874 1288 1141 1348" style="text-align: center;"> <p>雨水出水浸水想定区域図 2次元コード</p> </div> <div data-bbox="1177 1243 1343 1406" style="text-align: center;"> </div> </div>
<p>3 自主防災組織の結成について</p>	<p>現在、市では自主防災組織の結成に努めています。</p> <p>自主防災組織は、「自分達の地域は自分達で守る」というお互いの助け合い（共助）の取組として、令和8年4月1日現在、80組織が活動しています。</p> <p>大規模災害が発生したときには、自主防災組織による地域の組織的な防災活動である共助がとても重要です。</p> <p>市から防災資機材を貸与することもできますので、地域の被害軽減のため、未結成の区等自治会におかれましては、是非とも積極的に結成についてご検討ください。</p> <p>※規約の制定、防災計画・連絡網の作成等をしていただきます（手続については市が支援します。）。</p> <p>※防災資機材を収納する倉庫は、各地域でのご用意をお願いしております。</p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）


連絡先：62-2119

件名	説明
<p>4 災害発生時の被害報告について</p>	<p>災害が発生した場合、市において情報収集を実施しますが、迅速に情報を集めるためにも、区等自治会内で被害等が確認された場合には、被害状況の報告についてご協力をお願いします。</p> <p>〔情報提供いただきたい事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日時 2 発生場所 3 災害の種類 4 被害の状況 5 応急対策の要否 <p>※別冊資料6頁の災害報告書により報告をお願いします。</p>
<p>5 袖ヶ浦市総合防災訓練について</p>	<p>地震等の大規模災害に備え、防災体制の強化・整備と併せて防災意識の高揚を図ることを目的に、本年度も総合防災訓練を開催します。</p> <p>総合防災訓練の開催にあたっては、対象地区の各区等自治会から数名程度のご協力をいただいて訓練を行う予定です。</p> <p>開催日については、日程確定後改めてご連絡させていただきます。</p> <p>お忙しい中恐縮ですが、ご協力くださるようお願いいたします。</p>
<p>6 避難行動要支援者対策について</p>	<p>過去の大きな災害では、被災者の多くが高齢者や障がい者などの災害時に自力または家族の支援だけで避難することが困難な「要配慮者」といわれる方々であり、こうした方々に対する支援の取組が必要となります。</p> <p>市では、ご自身で登録を希望した要配慮者の情報を、「避難行動要支援者名簿」としてまとめております。</p> <p>また、この名簿に登録されている要配慮者の情報を、登録者の同意に基づき、区等自治会長、分区長、地区代表の皆様のほか、民生委員、消防、木更津警察署に提供しています。</p> <p>この「避難行動要支援者名簿」には、個人情報が含まれておりますので、お持ちの場合、適切な保管、管理等の取扱いをお願いします。</p> <p>また、班長の方など、必要な方への情報共有は閲覧等によりお願いします。</p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

連絡先：62-2119

件名	説明
<p>7 防災行政無線による放送及び子局の個別放送の方法について</p>	<p>防災行政無線による放送内容については、災害情報、環境情報、行政の普及啓発に関するもの、人命に係わるものなどの市民に影響の大きい事案や緊急にお知らせすべきことを原則としています。</p> <p>重大性、緊急性及び広域性の低い内容については、極力放送を行わない方針ですので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>防災行政無線の鍵については、令和3年度の市政協力員会議の際に全自治会長様へ配布しておりますので、現在お持ちでない方は、前任者へ確認していただきますようお願いいたします。</p> <p>万が一、鍵を紛失等した場合は、防災安全課までご連絡ください。</p> <p>なお、区等自治会において防災行政無線の放送を実施する場合の操作方法については、防災行政無線子局内にマニュアルを入れてありますのでご参照ください。</p> <p>※ 防災行政無線が聞き取れない場合の確認方法 聞き取れない場合や、もう一度内容を確認したい場合については次の方法をご利用ください。</p> <p>1 防災行政無線テレホンサービス ボウサイ ツウホウ ☎0120-031-240（通話料無料）</p> <p>2 袖ヶ浦市生活安全メールの配信 あらかじめメールアドレスを登録していただいた携帯電話やパソコンに、防災、火災、防犯、環境などの市が配信する重要情報をメールでお届けします。 配信登録は、次の2次元コード又はアドレスへ空メールを送信してください。</p> <p>■登録用メールアドレス login@sodegaura-city.mailio.jp</p> <p style="text-align: right;">2次元コード </p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

連絡先：62-2119

件名	説明
<p>8 防災行政無線戸別受信機の貸与について</p>	<p>区等自治会長、分区長、地区代表の皆様には、室内でも防災行政無線放送を聞くことができる戸別受信機を配布し、後任者への引継ぎをお願いしています。</p> <p>区等自治会長を交代される場合は、次の方への引継ぎをお願いします。</p> <p>また、受け取られていない区等自治会におかれましては、前任者へのご確認をお願いします。</p> <p>ご不明な場合は、防災安全課危機管理班にご相談くださるようお願いいたします。</p> <p>■新しい戸別受信機の外観</p> 

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

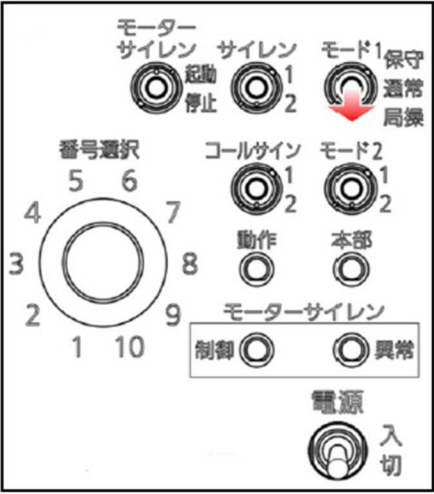
連絡先：62-2119

件名	説明
9 袖ヶ浦市自衛隊協力会について	<p>1 自衛隊と袖ヶ浦市民の相互理解と親睦を図り、自衛隊の健全な発展に寄与することを目的としています。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 自衛官募集に協力し、隊員志願者を推薦すること。</p> <p>(2) 懇談、見学等を実施し、防衛に関する認識を高揚すること。</p> <p>(3) 自衛隊の行事に参加、協力すること。</p> <p>(4) 自衛隊員の激励及び福祉に関すること。</p> <p>(5) 会員相互の親睦を図ること。</p> <p>(6) その他本会の目的達成に必要な事項を行う。</p> <p>2 袖ヶ浦市自衛隊協力会規約第10条の規定により、自治連絡協議会の会員の方に代議員をお願いしています。</p> <p>3 令和8年度袖ヶ浦市自衛隊協力会総会開催（出席依頼） 令和8年5月15日（金）に、陸上自衛隊木更津駐屯地において開催します。 ※出欠の確認も含め、詳細は別途ご案内します。</p>

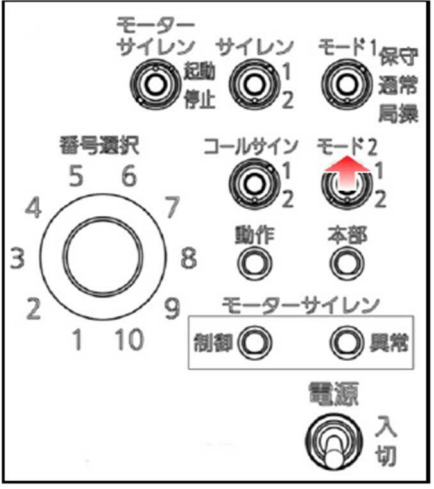
防災行政無線の放送の仕方(イメージ)

※実際に操作する場合は、防災行政無線子局の操作盤の中に入っているマニュアルを参照しながら操作してください。

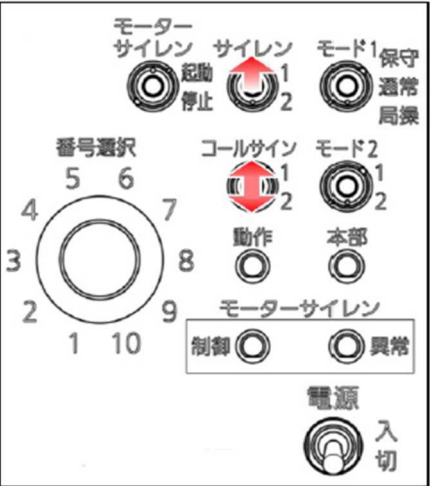
1. 「モード1」スイッチを「局操」側に倒す



2. 「モード2」スイッチを「1」側に倒す



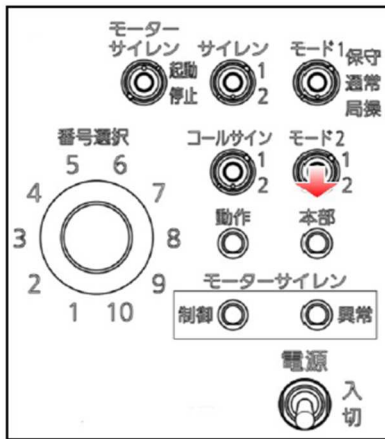
3. コールサイン(チャイム音)を流す場合、「コールサイン」スイッチを1又は2に入れると上りのチャイム音が流れます。
この時、付属のマイクのボタンを押しながら話すと、外部に拡声することができます。



※コールサイン(チャイム音)を鳴らさない場合本操作は不要です。

※緊急時は「サイレン」スイッチを1に入れている間、サイレン音を流すことができます。

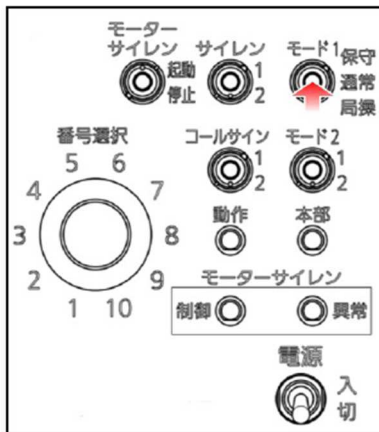
4. 「モード2」スイッチを「2」に戻す



※上りコールサイン(チャイム音)を鳴らした場合、ここで下りコールサイン(チャイム音)が鳴ります。

局操モードを終了します。

5. 「モード1」スイッチを「通常」側に倒す



通常モードに戻ります。

★★注意事項★★

- (1) 個別放送を実施するとき使用するのは、上記説明のスイッチと放送用マイクだけです。
それ以外の部分には触れないよう注意してください(電源は切らないでください。)
- (2) 放送できる時間は、午前7時から午後9時までを原則として、それ以外の時間については災害情報などの緊急情報に限って放送してください。
- (3) 放送時は、最初に「〇〇自治会(区)からお知らせします。」と発信者がわかるように放送してください。
- (4) 雷が発生した後は、漏電ブレーカーが動作することがあります。お昼のチャイムなど、放送が流れなくなったら、防災安全課危機管理班(62-2119)にご連絡ください。

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（交通防犯班）

連絡先：62-3106

件名	説明
<p>10 交通災害共済の加入について</p>	<p>交通災害共済は、千葉県市町村総合事務組合規約に基づき、県内41市町村で共同運営し、会員である住民が会費を出し合い、交通事故による被災者に見舞金を支給する制度です。</p> <p>加入期間は、9月1日から翌年8月31日までとなっており、7月にパンフレットを送付します。</p> <p>詳細は、7月の回覧文書で資料を送付しますので、ご確認ください。</p> <p>加入希望者がいましたら、市役所または長浦・平川交流センターの窓口にて、各自で加入手続きをするようご案内してください。</p>
<p>11 自主防犯組織の結成について</p>	<p>自主防犯組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき自主的に結成される組織で、令和8年4月1日現在、42組織が活動しています。</p> <p>地域内の防犯パトロールが主な活動になりますが、「パトロールをしなければいけない」などと難しく考えず、ウォーキングや犬の散歩をしながらなどの「ながらパトロール」でも防犯対策としては十分効果的です。</p> <p>また、危険な場所などの情報を地域住民内で事前に共有することで、犯罪に強い地域づくりに繋がることから、未結成の区等自治会については、積極的な結成をお願いします。</p> <p>○結成にあたって</p> <p>組織規約の制定等を行う必要があります。規約例などの参考資料も用意してありますので、ご相談ください。</p> <p>また、結成した組織には、防犯ベストや腕章等の防犯装備品の貸与や、防犯パトロール中に発生した事故等に対して、袖ヶ浦市総合災害補償要綱に基づき、通院日数等に応じて給付金が支給される制度があり、事前申請をすることでこれらを活用することが可能です。</p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（交通防犯班）

連絡先：62-3106

件名	説明
<p>12 防犯灯の修繕等について</p>	<p>防犯灯が故障した場合は、防犯灯管理プレートに記載されている防犯灯の管理番号をご確認のうえ、24時間365日対応のコールセンター【0120-101-664】にお問い合わせください。（修繕費は市が負担いたします。）</p> <p>【防犯灯管理プレート】</p>  <p>○防犯灯の設置要望について</p> <p>防犯灯の設置を要望する場合は、別冊資料8頁「防犯灯設置要望書」を、区等自治会の長が提出してください。また、設置要望場所が私有地の場合は、別冊資料9頁「防犯灯設置承諾書」の添付が必要となります。提出された要望については、現地調査を実施のうえ、設置基準に基づき、防犯灯設置の可否を書面にて回答します。</p> <p>なお、防犯灯の設置要望の受付期間は、4月から10月末までとなります。</p> <p>【電子申請用2次元コード】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯設置要望書 <https://logoform.jp/form/tSxa/381142>  <p>(2次元コード)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯設置承諾書 <https://logoform.jp/form/tSxa/417604>  <p>(2次元コード)</p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（交通防犯班）

連絡先：62-3106

件名	説明
	<p>【袖ヶ浦市防犯灯設置申請等取扱要綱（抜粋）】</p> <p>（設置基準）</p> <p>第4条 防犯灯は、次に掲げる基準に該当し、かつ、原則として行き止まり道路ではない箇所に設置するものとする。</p> <p>（1） 宅地開発区域内及び住宅密集地域 道路の交差部を基点として、電柱1本置き</p> <p>（2） 前号以外の地域 地域の実情に応じ、歩行者が夜間の通行において見通しのできない箇所</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた箇所</p> <p>（設置方法）</p> <p>第5条 設置は、東京電力パワーグリッド株式会社又は東日本電信電話株式会社の所有する電柱に共架するものとする。</p> <p>2 前項の方法により設置できない箇所については、鋼管柱又はこれに準ずる物を使用し設置する。</p> <p>○防犯灯周辺の樹木などについて 私有地内の樹木などが、防犯灯を覆っている場合は、市で伐採等ができませんので、所有者が伐採・処分を行ってください。</p>
<p>13 防犯指導員の推薦について</p>	<p>現在の防犯指導員の任期は令和9年3月31日までとなっておりますので、後任者の推薦をお願いします。</p> <p>なお、再任いただく場合も推薦をお願いします。</p> <p>推薦依頼の時期については11月頃を予定しておりますので、改めてご案内します。</p> <p>防犯指導員の活動内容については23頁「袖ヶ浦市防犯指導員について」をご参照ください。</p>

袖ヶ浦市防犯指導員について

1 委嘱について

袖ヶ浦市防犯指導員は、各区及び自治会の長の推薦を受け、袖ヶ浦市防犯協会会長（袖ヶ浦市長）から委嘱されます。

任期は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間で、4月に開催される総会の席上にて、防犯協会会長である市長より委嘱状が交付されます。

2 組織について

袖ヶ浦市防犯指導員協議会は、防犯指導員67名、防犯指導員女性部25名で構成されています。

防犯指導員（女性部を含む）は、袖ヶ浦市防犯指導員協議会の構成員であるとともに、担当地区により昭和、長浦、根形、平岡、中富支部の一員として活動を行います。

また、袖ヶ浦市防犯協会の構成団体として、袖ヶ浦市交通防犯大会の運営にも携わるなど、防犯指導員は、市の防犯活動の一翼を担っています。

3 活動内容

◆ 袖ヶ浦市防犯指導員協議会の主な活動内容（令和8年度）

【会議等】 総会*（4月26日）

【研修等】 視察研修

【啓発活動】 袖ヶ浦公園まつり*（4月4日）、百目木公園まつり*（5月9日）、
菖蒲まつり*（6月13日）、JAまつり*（12月19日）、
年末年始特別警戒（12月）、年金支給日（偶数月）、
ファーム・リーグ（旧イースタン・リーグ）*（5月6日）

*印 土曜又は日曜に実施する活動

○ 啓発活動について

実施時期や対象者、犯罪の発生状況に応じ、電話d e詐欺や自動車盗等の犯罪被害防止のため、声をかけながらチラシやポケットティッシュなどの啓発物資を配布します。

頻度としては1～2か月に1回程度で、毎回全員で行うのではなく、イベントの開催場所の支部が主に担当しています。大勢の来場が見込めるイベントにあわせて行うことから、土・日に実施することが多くなります。

啓発活動の実施時間は、イベントの開始時間に合わせて、おおむね1時間程度を予定しております。

◆ 支部の活動内容

【会議等】支部総会、支部会議

【パトロール】

支部活動のメイン活動です。

パトロールは運転者1名、搭乗者2～3名の計3～4名で区内を巡回していただきます。

支部のパトロールのほか、地区住民会議の愛のパトロールや地域の祭礼、運動会などのパトロールも実施しています。

【その他の活動】

区長との懇談会など、各支部独自の活動

を実施するほか、地区住民会議などの地域団体の構成メンバーとしても活動しています。

※防犯指導員の人数は支部ごとに違うため、パトロールの実施回数や人数は、その支部の実情に応じて実施しています。

◆ 女性防犯指導員の活動内容

【会議等】女性部全体会議

【研修等】研修会、女性部視察研修

◆ 袖ヶ浦市防犯協会の活動内容

袖ヶ浦市防犯指導員協議会は袖ヶ浦市防犯協会の構成団体であるため、防犯協会の活動にもご協力いただきます。

【会議等】総会（防犯指導員協議会の会長及び支部長が出席）

【催し物等】

①袖ヶ浦市交通防犯大会

②千葉県が主催する地域防犯ボランティア県民大会（10月）

4 活動中のけが等について


活動中のけが等に対して、袖ヶ浦市総合災害補償要綱の規定に基づき補償が受けられます。

また、全国防犯協会連合会の防犯協会員団体総合補償保険制度に加入しています。

なお、市の防犯パトロール車でのパトロール中の事故については、市が加入する任意保険にて対応します。

市からの連絡事項

健康こども部 子育て支援課
こども政策推進班 連絡先：62-3286
ファミリーサポートセンター 連絡先：64-3115
 健康こども部 こども家庭センター
児童福祉班 連絡先：62-3220
母子保健班 連絡先：62-3172

件 名	説 明
1 「こどもまんなか社会」の推進について	<p>市では、こども施策にかかる一体的な計画として、「袖ヶ浦市こども計画」を策定いたしました。</p> <p>今後は、この計画を基に、すべての「こども・若者」が笑顔で成長できるよう、行政や地域、関係団体や企業から市民一人ひとりに至るまで、みんなでこどもの未来のために考え、「こどもまんなか社会」の実現に向けて行動することが求められております。</p> <p>市政協力員の皆様におかれましては、「こどもまんなか社会」について理解を深めていただきますとともに、広く周知していただくなど、「こどもまんなか社会」の推進にご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、こども計画の内容につきましては、市ホームページでお知らせしておりますのでご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">こども計画のページ <https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/kosodate/kodomokeikaku.html></p> <div style="text-align: center;">  (2次元コード) </div>
2 ファミリーサポートセンター提供会員の募集について	<p>ファミリーサポートセンターとは、安心してゆとりある子育てができる環境づくりをめざして、子育ての手助けを行いたい方(提供会員)と子育ての手助けを受けたい方(利用会員)が会員となって、地域で子育てを支援し合う有償の相互援助活動です。</p> <p>現在、ファミリーサポートセンターでは、提供会員の募集を推進していますので、市政協力員の皆様におかれましては、別途配布する回覧用チラシの活用等により、地域内での周知や提供会員登録へのご案内をいただきたく、ご協力をお願いいたします。</p> <p>【連絡先】 ファミリーサポートセンター ☎64-3115 (所在地：袖ヶ浦市神納1136-3 そでがうらこども館内)</p> <p>【開設時間】 月曜日～土曜日午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)</p>

市からの連絡事項

健康こども部 こども家庭センター
 児童福祉班 連絡先：62-3220
 母子保健班 連絡先：62-3172

件名	説明
<p>3 こども家庭センターについて</p>	<p>核家族化や経済的格差、地域社会の変容などを背景に、子育てに困難を抱える家庭が増加しています。</p> <p>これまでも妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行ってまいりましたが、支援体制をさらに強化し、「こども家庭センター」を課として位置づけ、こどもの発育や発達を支える母子保健と生活やこどもの権利を守る児童福祉の両面から、支援の充実を図ってまいります。</p> <p>この「こども家庭センター」には、保健師や助産師、社会福祉士等の母子保健と児童福祉に関わる専門職が配置され、お子さまと家庭に寄り添い、きめ細やかな支援を推進し、安心して子育てができる環境づくりや児童虐待の予防に努めてまいります。</p> <p>妊娠、出産、育児等でわからないことや不安などがありましたら、悩まずお気軽にご相談いただきたいと思いますと考えておりますので、市政協力員の皆様におかれましては、27～30頁の資料を参考に地域内での周知にご協力をお願いいたします。</p> <p>また、センターでは、児童虐待の通報も受け付けますので、地域内において心配なご家庭等がございましたら、ご一報いただきたく、併せてお願いいたします。</p> <p>【連絡先】 こども家庭センター 児童福祉班 62-3220（直通） ※夜間、休日等の閉庁時間中は、守衛または日直に繋がります。</p>

袖ヶ浦市 こども家庭センター



Sodegaura City

Children's Family Center



こども家庭センターとは？



令和8年度、袖ヶ浦市こども家庭センターは「隣」として新しくスタートしました。

保健師、社会福祉士、保育士、教師、心理士などの専門家が集まり、一つの大きなチームとして、みなさまの家庭を支えます。

むづかしい手続きも、ちょっとした育児の悩みも、窓口はここ。袖ヶ浦で育つ、すべてのこども・ご家族の「いちばん身近な相談センター」です。

Our Center



わたしたちの想い

【伴走】

「孤立」を「つながり」へ

「ひとり」にさせない。あなたの歩幅と一緒に子育て。悩んでいるときも、そうでないときも。袖ヶ浦で暮らすみなさまが、「ひとりじゃない」と感じられるように、私たちはいつも隣で伴走します。



【包括】

「縦割り」を「ワンストップ」の安心へ

「まるごと」ひとつに。専門職チームが家族のコンシェルジュ。妊娠・出産から就学前、学齢期、自立まで。保健師も社会福祉士も、保育士も教員、心理士も。ひとつのチームになって、家族を丸ごと包みこんで、途切れない安心を作り上げます。

【共生】

「そのまま」が一番の宝物

一人ひとりのちがいを「直すべきもの」「特別なこと」とは考えません。障がいがあることも、外国にルーツがあることも、家族のカタチがちがうことも。ちがいはあっても、こどもを想う温かな気もちは同じ。どんな背景をもっても安心して暮らしていける毎日と一緒に作っていきます。

「どうしよう」を「だいじょうぶ」に変えるチーム



保健師



助産師



保育士



教師



社会福祉士
利用者支援員 など

センターでは、母子保健と児童福祉、教育など専門性をもったスタッフが、子育てに関する相談に丁寧に応じます。

お気軽にご相談ください

妊娠届～安心して出産を



袖ヶ浦市こども家庭センターでは、妊娠届出時の面談を大切にしています。安心できる個室で、お産や育児のプロである助産師等が専属パートナーとしてじっくりとお話を伺います。

出産への戸惑い、体調の変化、日々の家事の不安など、どんなに小さな「モヤモヤ」でもかまいません。リラックスした雰囲気の中で、心の声を受け止め、ひとつずつ安心へと変えていきます。

母子手帳を渡して終わり、ではありません。妊娠期からお子さまの自立まで、途切れることのない「あなただけの伴走プラン」を一緒に描き始めます。

要保護児童対策地域協議会 こどもの未来をまもるネットワーク

つながる・まもる

袖ヶ浦市こども家庭センターは、児童相談所や警察、学校、保育所、病院など、まち全体でこどもと家庭を見守る「要保護児童対策地域協議会」の拠点です。

私たちは、家庭の小さなSOSをいち早くキャッチし、孤立させないための「早期応援」を何よりも大切にします。

子育てに限界を感じているご家庭や、心配な様子のおこさまに気づいたら、迷わず私たちに教えてください。その一歩が家族の笑顔を取り戻すための大切な「支援」のバトンになります。



要保護児童対策地域協議会実務者会議

街じゅうを
こどもの
味方に

妊娠・出産・子育て ワンストップ 相談窓口

妊娠期から子育て期まで様々な相談に応じて、支援機関とともにみなさまの子育てを応援します

・妊娠期

- ・妊娠届
- ・母子健康手帳 健診受診券
- ・サポートプラン
- ・プレ・ママ/パパ学校
- ・妊婦のための支援給付金
- ・産前ヘルパー

0

・出産 新生児

- ・出生届 児童手当 医療費受給券
- ・新生児・産婦訪問（面談）
- ・予防接種ガイド
- ・産婦健康診査
- ・1か月児健康診査
- ・産後ケア 産後ヘルパー

・乳幼児期

- ・4か月児教室
- ・おこやが相談
- ・離乳食と歯の教室
- ・子育て支援センター
- ・保育所 幼稚園
- ・1歳6か月児健診
- ・2歳児歯科健診
- ・3歳児健診
- ・5歳児健診
- ・就学前健康診査

6

・学童期（小・中学）

- ・置下校
- ・学童保育
- ・学力 体力
- ・友人関係 思春期
- ・異性との関係 SNS
- ・夏休み 冬休み 春休み
- ・第2次性徴の変化
- ・高校受験

15

・青年期（高校）

- ・思春期 様々な葛藤
- ・スマートフォン SNS
- ・友人や異性との関係
- ・将来への期待と不安

18

・成人 自立

すべてのこどもが健やかに未来を描ける袖ヶ浦へ

袖ヶ浦市こども基本法

こどもまんなか そでがうら

市では「こどもまんなか社会」の実現に向け、世代や分野を超えて、すべての市民が一体となり、こどもの未来のために考え行動する社会を目指す「袖ヶ浦市こども計画」を策定しました。

『すべての「こども・若者」が、笑顔で成長できるまち みんなでつくる、こどもまんなかそでがうら』を基本理念としています。

将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる社会の実現を目指します。



おもな事業

母子保健事業と児童福祉 事業を1本化

- ・妊娠届 母子健康手帳の交付
- ・妊婦乳児保健指導等事業
- ・妊産婦健診 ・妊産婦 新生児訪問
- ・妊婦のための支援給付事業
- ・プレ・ママパパ学級事業
- ・産後ケア 産前産後ヘルパー派遣事業
- ・予防接種 乳幼児健診 教室 相談
- ・子育て短期支援事業
- ・親子関係形成支援事業（ラクイク）
- ・家庭児童相談 母子父子自立相談
- ・児童虐待 DV 相談等



こども家庭センターの5つの機能

相談の第一歩から、安心して子育てできる環境づくりまで、私たちが大切にしている「きく・つたえる・つなぐ・まもる・つくる」を重ねあわせることで、こどもと家族をチームの力でサポートします。



きく

困っていること 心配なこと



つなぐ

適切な社会資源・サービスへの調整



つたえる

専門職が必要なアドバイス



まもる

虐待や暴力からまもります



つくる

安心して子育てできる地域

お気軽にご相談ください

【袖ヶ浦市こども家庭センター】妊娠から出産、子育て期のあらゆる相談に応じます

相談窓口：8：30～17：15 月～金曜日

☎0438-62-3220 E-mail:sode76city.sodegaura.chiba.jp

【家庭児童相談室】プライバシーに配慮した相談室で家庭相談員が相談をお受けいたします

相談窓口：9：00～16：00 月～金曜日

☎0438-62-2111（内線 547）



市からの連絡事項

健康こども部 スポーツ振興課

連絡先：62-3791

件名	説明
<p>4 ちばアクアラインマラソン2026大会の開催について</p>	<p>本年11月8日(日)に、ちばアクアラインマラソン2026大会が開催されます。 市民の皆様には大会の成功に向け、当日のボランティア活動や交通規制についてご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>1 ボランティアについて (1) 募集期間 令和8年5月1日(金)～6月12日(金)(予定) (2) 申込方法 申込フォーム、FAXまたは郵送 (3) 周知方法 市ホームページ、自治会回覧(5月)</p> <p>2 交通規制について 下記及び32頁の案内をご確認ください。</p> <div data-bbox="451 1048 1390 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">上り線:袖ヶ浦IC→川崎浮島JCT 下り線:川崎浮島JCT→木更津金田IC 8:30～13:30 通行止め アクアラインで、応援はできません。</p> <p style="text-align: center;">海ほたる 6:00～13:30閉鎖 駐車場の利用はできません。</p> <p style="font-size: small;">※当日の気象状況により、アクアラインを使用しないコースに変更する場合があります。当日の交通規制は、経路検索エンジン・大会HP・ラジオ等でご確認ください。</p> </div> <div data-bbox="451 1720 1390 2016" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>皆様のご協力をお願いします。 令和8年11月8日(日)8:30～13:30の時間帯、東京湾アクアライン、 上り線:袖ヶ浦IC→川崎浮島JCT 下り線:川崎浮島JCT→木更津金田IC間は通行できません。</p> <p>上記にともない、海ほたるは6:00～13:30閉鎖しますので利用できません。 東京湾アクアライン(海ほたるPA含む)立入禁止。応援はできません。 強風等により短縮コース実施の場合は、アクアラインは通行できますが、木更津金田IC上り出入口・下り出口は利用できません。袖ヶ浦ICをご利用ください。</p> </div>

皆様のご協力をお願いします。

- ・コース及びコース直近の道路は、車両の通行が禁止されます。
- ・当日の車両利用はご遠慮ください。なお、車両を利用される場合は、迂回路をご利用ください。
- ・交通規制・迂回については、案内看板や現場の警備員の指示に従ってください。
- ・久里浜港～金谷港間に「東京湾フェリー」が運航されております。首都高の迂回にご利用ください。

凡例

- 全面通行止め
- 片側通行止め
- 迂回路
- 通行止め
- 常時通行可



区間 (コース)	規制時間	区間 (コース)	規制時間
① 潮浜公園	7:00~11:10	⑭ 袖ヶ浦アンダーバス	10:40~13:50
② 富士見大橋下	9:20~11:20	⑮ 袖ヶ浦市役所入口	10:40~14:10
③ あじさい通り入口	9:25~11:40	⑯ 神納	10:45~14:30
④ 江川	9:30~11:45	⑰ 袖ヶ浦公園	10:55~14:40
⑤ 江川	9:30~11:45	⑱ 飯富十字路	11:00~15:00
⑥ 自衛隊交差点	9:30~12:00	⑲ 飯富十字路	11:00~15:00
⑦ 金木橋先	9:35~12:10	⑳ 十日市場	11:05~15:20
⑧ 瓜倉	9:35~13:30	㉑ 中尾	11:05~15:20
⑨ アクアライン入口	9:40~13:30	㉒ ほたる野交差点	11:15~15:30
⑩ アクアライン出口	9:40~13:30	㉓ 東太田交差点	11:20~15:40
⑪ 三井アウトレットパーク木更津第11駐車場	10:05~13:30	㉔ 太田	11:25~15:55
⑫ 三井アウトレットパーク木更津第11駐車場	10:05~13:30	㉕ 県道長須賀	11:25~15:55
⑬ 牛込海岸入口交差点	10:20~13:30	㉖ 新宿	11:30~16:10
⑭ 牛込海岸入口交差点	10:20~13:30	㉗ 市民体育館交差点	11:35~16:20
⑮ 牛込海岸入口交差点	10:30~13:40	㉘ 市民体育館交差点	11:35~16:20
⑯ 大袖橋手前丁字路	10:35~13:50	㉙ 旧木更津市役所	11:35~16:30
⑰ 袖ヶ浦アンダーバス	10:35~13:50		

※ 両方向とも車両の通行が禁止されます。→ 片側のみ車両の通行が禁止されます。
 ※ コースと接続している道路も通行が禁止されます。(コース直近の区間のみ)
 ※ 規制時間は目安であり、当日の競技状況によって変わる場合があります。
 ○ 11月8日(日)は長時間にわたる大規模な交通規制のため、交通渋滞が予想されます。マイカーのご使用を控え、公共交通機関のご利用をお願いします。
 ※ 路線バスに一部、運休、迂回運行、遅れなどが発生しますので併せてご協力をお願いします。
 ○ 大会当日は原則自転車や歩行者もコースの横断ができません。ご協力をよろしくお願い致します。

ゼブラ・ストップの徹底を! 『前方』『ブレーキ』『ライト』横断する歩行者がいたら…ストップ!

市からの連絡事項

福祉部 地域福祉課（地域福祉班・生活相談班）

日赤活動 連絡先：62-3157

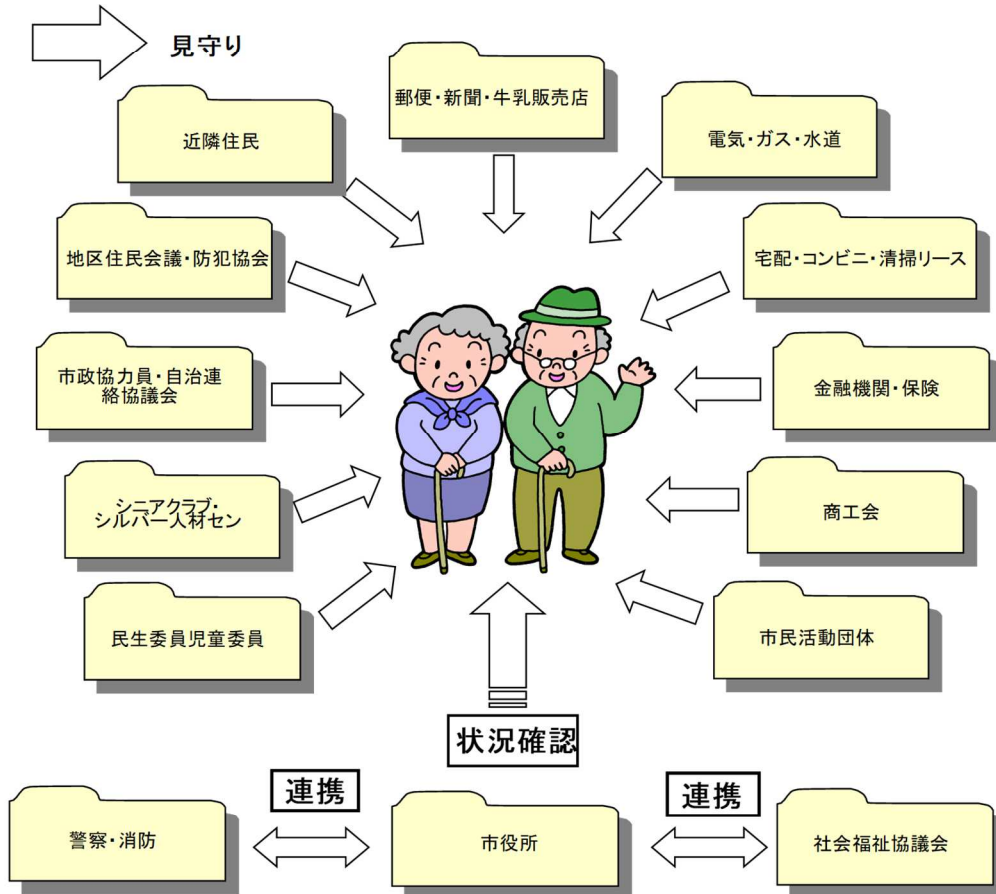
高齢者等見守り 連絡先：62-3219

件名	説明
1 日赤活動資金募集について	<p>日本赤十字社では、5月・6月を「赤十字運動月間」として赤十字会員の増強と赤十字活動の紹介に努めております。</p> <p>本年度は、5月1日（金）～6月30日（火）を活動資金（社資）募集期間とし、「赤十字会員増強運動」を展開いたします。</p> <p>活動資金（社資）募集につきましてご協力をお願いいたします。</p>
2 成年後見制度について	<p>成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（後見人・保佐人・補助人）を選任し、生活を支援する制度です。</p> <p>お近くの相談窓口にお気軽にお問い合わせください。</p> <p>相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 権利擁護係 ☎：63-3891 ・障がい福祉課 ☎：62-3187 ・地域福祉課 自立相談支援室「そでさぼ」 ☎：53-8840 ・高齢者支援課 ☎：62-3225 ・昭和・根形地区地域包括支援センター ☎：38-3771 ・長浦地区地域包括支援センター ☎：53-8671 ・平川地区地域包括支援センター ☎：40-5994
3 高齢者等見守りネットワークの協力について	<p>「そでがうら高齢者等見守りネットワーク」では、協力事業者等、関係団体そして地域の皆様の協力を得ながら高齢者等の見守りを行っております。</p> <p>このネットワークは、「地域でのさりげない見守り」をコンセプトに、日常生活・業務等の中で、新聞が何日もたまっている、突然何日も姿を見かけなくなった、虐待を連想させる傷やあざなどを見つけた、などの高齢者及び高齢者宅等に、通常生活との違いを感じたら市へ連絡をいただき、市が高齢者宅等に訪問し状況確認のうえ対処いたします。</p> <p>現在、本ネットワークは、54事業者及び18関係機関・団体にご協力いただき、令和7年度は6件（1月末現在）の安否確認等の対応をいたしました。今後も引き続きご協力をお願いします。</p> <p>詳細は34頁を参照してください。</p>

＝そでがうら高齢者等見守りネットワーク＝

★地域でさりげない見守りにご協力ください★

「そでがうら高齢者等見守りネットワーク」は、高齢者等が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、地域の皆様、協力事業者等が日常生活や業務の中で高齢者等の異変に気づいたときに市役所へご連絡いただくことで、地域の高齢者等へのさりげない見守りを行うものです。
「警察や救急車を呼ぶほどではないかもしれないけれど心配だ」というような異変に気づいた場合は、袖ヶ浦市にご連絡をお願いします。



◆どんな時に連絡するの・・・？

状況例として、

- ①新聞や郵便がたまっているとき
- ②昼間でも雨戸が閉まったままの状態が続くとき
- ③暗くなっても室内電灯がつかない日が続くとき
- ④ここ数日、姿を見かけないとき
- ⑤不自然な服装で歩いていたり、徘徊しているのではないかと思うとき
- ⑥転んだりしていないのに、あざや傷が多いとき

などです。

◆どこに連絡するの・・・？

- ①「0438-62-3219」(袖ヶ浦市役所地域福祉課)
に電話連絡をお願いします。
- ②「高齢者等見守りネットワークの連絡」とお伝えください。

◆見守りネットワーク協力事業者を募集しています。

協力事業者として登録された方には、市のHP等に協力事業者として掲載いたします。
協力事業者の登録については、地域福祉課課(☎62-3219)までお問い合わせください。

そでがうら高齢者等見守りネットワーク見守り協力事業者等一覧

令和7年12月22日～

No.	業種	事業者等名称	No.	業種	事業者等名称
1	警察	木更津警察署	31	* コンビニ	株式会社セブンーイレブン・ジャパン
2	福祉団体	社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会	32	* 保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
3	* 郵便	日本郵便株式会社 袖ヶ浦郵便局	33	* 清掃リース	有限会社リビング袖ヶ浦
4	* 郵便	袖ヶ浦蔵波郵便局	34	* 医薬品卸	アルフレッサ株式会社 木更津支店
5	* 郵便	袖ヶ浦さつき台郵便局	35	* 金融機関	株式会社千葉銀行 袖ヶ浦支店
6	* 郵便	袖ヶ浦のぞみ野郵便局	36	* 金融機関	株式会社千葉興業銀行 袖ヶ浦支店
7	* 郵便	長浦郵便局	37	* 金融機関	株式会社京葉銀行 長浦支店
8	* 郵便	平岡郵便局	38	* 金融機関	千葉信用金庫 袖ヶ浦支店
9	* 郵便	平川郵便局	39	* 金融機関	君津信用組合 袖ヶ浦支店
10	* 電気	東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社	40	* 金融機関	君津信用組合 平川支店
11	* ガス	東京ガスライフパル千葉株式会社	41	* 金融機関	君津市農業協同組合
12	* ガス	有限会社在原ガス店	42	消防	袖ヶ浦市消防本部
13	* ガス	篠原商店	43	水道	かずさ水道広域連合企業団
14	* ガス	有限会社松崎プロパン	44	関係団体	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会
15	* ガス	有限会社袖ヶ浦ガス	45	関係団体	袖ヶ浦市自治連絡協議会
16	* 商工会	袖ヶ浦市商工会	46	関係団体	公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
17	* 水道	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関東支店	47	関係団体	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会
18	* 新聞販売	関東新聞販売株式会社	48	関係団体	袖ヶ浦市防犯協会
19	* 新聞販売	東京新聞袖ヶ浦専売店	49	地区住民会議	坂戸の森みどりの会
20	* 牛乳販売	フルヤ牛乳袖ヶ浦販売所	50	地区住民会議	中富ふれあいの会
21	* 牛乳販売	有限会社サンイチ商事(明治寺井宅配センター)	51	地区住民会議	ながうら青空の会
22	* 宅配	西濃運輸株式会社 木更津支店	52	地区住民会議	根っ子の会
23	* 宅配	ヤマト運輸株式会社 袖ヶ浦営業所	53	地区住民会議	名幸ヶ丘の会
24	* 宅配	佐川急便株式会社 木更津営業所	54	市民活動団体	在宅福祉サービス袖ヶ浦ふれあい
25	* 宅配	千葉県ヤクルト販売株式会社 房総支社	55	市民活動団体	ボランティアグループ「つばさ」
26	* 宅配	生活協同組合コープみらい	56	市民活動団体	さわやかネット蔵波台
27	* 宅配	生活クラブ生活協同組合	57	市民活動団体	NPO法人袖ヶ浦げんきかーい
28	* 宅配	生活協同組合バルシステム千葉	58	* 商工会	有限会社イトーメディカルケア
29	* 宅配	宅配クック ワン・ツウ・スリー 木更津君津店	59	* 商工会	デイサービスホームルーム 株式会社ケアホームイトー
30	* 宅配	ワタミ株式会社 千葉木更津営業所	60	* 商工会	ストレッチ鍼灸イトー整骨院 有限会社イトーメディカルケア

No.	業種	事業者等名称	No.	業種	事業者等名称
61	* 商工会	イトー鍼灸接骨院 有限会社イトーメディカルケア	67	* 保険	明治安田生命保険相互会社 千葉南支社 市原中央営業部
62	* 商工会	ツチヤ整体	68	* 宅配	株式会社 千葉薬品
63	* 保険	第一生命保険株式会社 千葉総合支社 袖ヶ浦営業オフィス	69	* 宅配	けんたくん かずさ木更津店
64	* 保険	明治安田生命保険相互会社 千葉南支社 木更津営業所	70	* 警備	ALSOK株式会社
65	* 保険	明治安田生命保険相互会社 千葉南支社 木更津南営業所	71	* 新聞配達	株式会社 地域新聞社
66	* 保険	明治安田生命保険相互会社 千葉南支社 姉ヶ崎営業所			

注1: *印は覚書締結事業者

54事業者(公表希望しない1事業者含む)
18関係機関・団体

市からの連絡事項

福祉部 高齢者支援課（地域包括支援班）

連絡先：62-3225

件名	説明
<p>4 地域包括支援センターによる高齢者に関する相談体制について</p>	<p>高齢の方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう介護や生活上の様々な心配ごとやお困りごとの窓口として地域包括支援センターを市内3地区に設置し、市直営による基幹型と合わせ、市内4カ所にて相談対応を行っております。</p> <p>【各地区地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センター 神納4181-28（特別養護老人ホーム袖ヶ浦菜の花苑敷地内） ・袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター 蔵波台7-24-2 ・袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター 野里1452-4（袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内） <p>【基幹型地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦市地域包括支援センター 坂戸市場1-1（袖ヶ浦市役所北庁舎1階高齢者支援課内） <p>詳細は38頁を参照してください。</p>
<p>5 袖ヶ浦いきいき百歳体操について</p>	<p>健康寿命の延伸と介護予防に加え、社会参加や生きがいをづくりにも寄与する「袖ヶ浦いきいき百歳体操」の普及に取り組んでおります。</p> <p>内容は、自治会館や公会堂等のご自身で歩いて通える場所をテーマに、安全で、かつ手軽な筋力体操を週に1回、なじみのある歌に合わせて1時間程度行う自主的な活動です。</p> <p>令和8年3月末現在、市内63団体となり、多くの高齢者にご参加いただいております。</p> <p>「新たに体操の団体を立ち上げたい」という方については、体操の説明会や立ち上げ支援を行いますので、各地区地域包括支援センターにご相談いただくようお願いください。また、個人で既存の団体に入りたい、という方についても同様に、ご相談いただきたいと思っております。</p> <p>また、公会堂等の使用についてご相談があった際には、ご検討いただきたくお願いいたします。</p> <p>詳細は39頁を参照してください。</p>



ご相談には、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が、お互いに連携を取りながらチームで対応します。
地域の介護、医療、福祉などの関係機関とも協力して必要な支援を行います。

例えば、以下のようなことが相談できます

<h3>介護予防のこと</h3> <ul style="list-style-type: none"> ✳️簡単な体操をご紹介します。 <ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦いきいき百歳体操 ・短期集中型介護予防教室 など ✳️介護や認知症予防などの講座を開催します。 	<h3>介護のこと</h3> <ul style="list-style-type: none"> ✳️介護保険の利用などに関する相談 ✳️各種高齢者福祉サービスに関する相談 ✳️介護の負担や認知症についての相談 など 
<h3>地域の高齢者の生活のこと</h3> <ul style="list-style-type: none"> ✳️一人暮らしや生活が難しくなってきた高齢者宅などを訪問し、必要な支援につなぎます。 	<h3>財産管理のこと</h3> <ul style="list-style-type: none"> ✳️判断能力が衰えた時に本人に代わり財産管理を行う成年後見制度などについてご案内します。 

地域包括支援センターの体制について

袖ヶ浦市地域包括支援センター
【市内全域】
基幹型地域包括支援センター

場所：坂戸市場1番地1（袖ヶ浦市役所高齢者支援課内）
電話：0438-62-3225
各地区包括間の総合調整・後方支援の役割を担います。

昭和 根形 袖ヶ浦市昭和・根形地区
地域包括支援センター

- ・場所 神納4181-68（特別養護老人ホーム袖ヶ浦菜の花苑敷地内）
- ・電話番号 0438-38-3771
- ・運営事業者 社会福祉法人さつき会 袖ヶ浦市神納4181-20



長浦 袖ヶ浦市長浦地区
地域包括支援センター

- ・場所 蔵波台7-24-2
- ・電話番号 0438-53-8671
- ・運営事業者 社会福祉法人みどりの風 袖ヶ浦市下泉1424-3



平川 袖ヶ浦市平川地区
地域包括支援センター

- ・場所 野里1452-4（袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内）
- ・電話番号 0438-40-5994
- ・運営事業者 社会福祉法人瑞光会 東京都江戸川区瑞江1-3-12



受付時間：平日8:30~17:15（土日祝・年末年始除く）予約不要

※業務時間外でも緊急の場合は、各地区地域包括支援センターにご連絡ください。

あなたもはじめてみませんか？

袖ヶ浦いきいき百歳体操



年齢を理由に体力づくりをあきらめていませんか？
年齢に関係なく、筋力を向上することができます。
いきいきと過ごすために、仲間と一緒に始めましょう。

安全で、手軽で、効果大の体操・・・主役は住民の皆様です！

- グループで取り組み、週1回、1時間程度の運動を継続します。
- なじみのある歌に合わせて、ゆっくりした速さで運動します。
- 専用のおもり(重錘ベルト)を腕や足に装着して行います。
- おもりは、個人の筋力に合わせて微調整ができます。



はじめるには・・・？



【仲間と団体を立ち上げたい場合】

- 出張講座(親しい方やご近所同士など5名以上で)や体験説明会に申し込む。
- 始めるにあたり、会場とイスをご用意ください(会場が見つからない場合ご相談ください)。
- 最初の4回(1か月間)は保健師が応援支援します。希望により介護予防サポーターが支援します。
- その後、メンバー同士で体操を継続します。
- 器具の購入などに関して補助金の制度があります。詳しくは高齢者支援課にお問合わせください。

【個人ではじめたい場合】

- 既存の団体に入会していただきます。
- まずは住まいの近くで活動されている団体さんの見学に行ってみましょう。
- 各地区の地域包括支援センターにご相談ください。

気軽にお問合せ
ください！

☆お申込み・お問合せ☆

昭和・根形地区地域包括支援センター	0438-38-3771
長浦地区地域包括支援センター	0438-53-8671
平川地区地域包括支援センター	0438-40-5994
袖ヶ浦市地域包括支援センター	0438-62-3225(基幹型)

体操に取り組んでいる方からは・・・？



「立ち上がりが楽になり、動くことが億劫に感じなくなった。」
 「杖を使わずに歩けるようになった。」
 「1人ではできないけれど、みんなと一緒に続けられる。」

などの声が聞かれています！

百歳体操はこれらの会場で行われています！



令和8年2月現在

【担当：昭和・根形地区地域包括支援センター(38-3771)】

昭和地区	根形地区
昭和交流センター	牛久公会堂
神納コミュニティセンター	のぞみ野自治会館(第一・第二)
高須新田集会所	大曾根公民館
高須会館	飯富自治会館
福王台自治会館	下新田区自治会館
神納公民館	三ツ作自治会館
奈良輪会館	老人福祉会館
中辻臺会館	
ウエルシア袖ヶ浦奈良輪店	
坂戸さくら会館	
福王台個人宅	



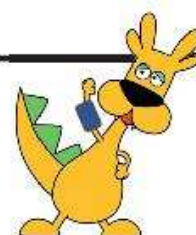
【担当：長浦地区地域包括支援センター(53-8671)】

長浦地区		
長浦交流センター	蔵波台自治会館	袖ヶ浦ふれあい
浜宿団地自治会館	上蔵波台自治会館	久保田会館
長浦駅前自治会館	代宿公民館	今井東自治会館
今井青年館	蔵波県営住宅内集会所	蔵波台個人宅

【担当：平川地区地域包括支援センター(40-5994)】

中川・富岡地区	平岡地区
上宿公会堂	平岡交流センター
百目木公民館	永地公民館
平川交流センター	花房平自治会館
山中公会堂	もみの木台自治会館
三谷青年館	野里会館
小路青年館	下泉公民館
大竹区集会場	川原井青年館
滝の口個人宅	滝ヶ沢自治会館

※団体の創設順に紹介しています。
 ※ひとつの会場で団体数が重複している場合があります。
 ※時期により活動を休止している場合もあります。



市からの連絡事項

環境経済部 環境管理課（環境管理班・生活環境班）

緑の募金： 連絡先： 62-3404

一斉清掃： 連絡先： 62-3413

件名	説明
1 令和8年度 緑の募金について	<p>毎年春に行われる「緑の募金」について、市政協力員の皆様にお申し、各分区ごとに募金を集めていただいております。</p> <p>つきましては、緑の募金の依頼文書、回覧文書、配布用の羽根を配布しますので、募金活動にご協力をお願いします。</p> <p>1 募金運動期間 5月31日（日）まで 2 募金の目安額 1世帯あたり50円程度 3 募金の納入先 袖ヶ浦市役所環境管理課 昭和交流センター 長浦交流センター 根形交流センター 平岡交流センター 平川交流センター</p>
2 令和8年度 市内一斉清掃 について	<p>年2回、市民参加により住宅地周辺、公園及び路上等に散乱しているごみを回収し、清掃活動を通じて環境美化の推進を図りますので、ご協力をお願いします。</p> <p>※粗大ごみや車の部品、コンクリートなどの不法投棄物回収できませんので、ご注意ください。</p> <p>・第1回 令和8年5月31日（日） 午前8時～正午まで （※順延の場合は6月7日（日））</p> <p>・第2回 令和8年10月18日（日） 午前8時～正午まで （※順延の場合は10月25日（日））</p> <p>1 一斉清掃日に側溝等の泥上げを実施する場合は、必ず事前に連絡してください。土のう袋が必要な自治会等には、環境管理課窓口にて土のう袋を配布いたします。</p> <p>2 地区代表の代表者が変更になった場合は、口座の変更届を提出してください。口座の変更届は、4月の一斉清掃の通知に同封いたします。</p> <p>3 一斉清掃で作業中に怪我などをした場合には、市総合災害補償要綱に基づき補償します。</p> <p>一斉清掃に合わせて行う自治会の草刈り・樹木の剪定等で怪我などをした場合の補償は、別途「社会奉仕活動承認申請書」（別冊資料4頁）を総務課に提出する必要があります。</p>

市からの連絡事項

環境経済部 廃棄物対策課（一般廃棄物班）

連絡先：63-1881

件名	説明
<p>3 ごみステーションの新規設置・移設について</p>	<p>自治会等でごみステーションの新規設置又は移設を検討されている場合は、以下の点に留意して、事前協議の上、別冊資料10頁の届出書を設置予定日の14日前までに廃棄物対策課（袖ヶ浦クリーンセンター内）へ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみステーションは15世帯ごとに1箇所を標準とします。 2 設置予定場所の土地の使用については、必ず土地所有者の承認を得てください。 なお、市道やその側溝等、市の所有地に設置する場合は、市の許可を得てください。 3 次の場所には設置できません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国道や県道等の主要道路上又はその沿線 (2) 収集車の通り抜けができない場所 (3) 交差点付近 4 不法投棄・不適正排出防止のため、人目に付く場所への設置を心掛けてください。
<p>4 ごみステーションの維持管理について（看板及びネットの配布）</p>	<p>ごみステーションの維持管理については、区や自治会等をお願いしているところですが、経年劣化の激しいごみステーション用看板については、新しい看板を支給しています。</p> <p>看板の更新が必要な場合は、クリーンセンターでお渡し（現物と交換）しますので、来所前にお問い合わせください。</p> <p>なお、市ではごみステーションで使用する鳥獣防護用ネットを支給しています。</p> <p>必要な場合は随時受け付けておりますが、寸法や枚数を確認するため、事前に電話連絡をお願いします。</p> <p>【鳥獣防護用ネット寸法】 幅2m × 長さ3m（長さは協議により変更可能） ※寸法は予告なしに変更する場合があります。</p> <p>【引渡場所】 袖ヶ浦市長浦580番地5 袖ヶ浦クリーンセンター</p>

市からの連絡事項

環境経済部 廃棄物対策課（一般廃棄物班）

連絡先：63-1881

件名	説明
<p>5 資源回収自治会事業について</p>	<p>ごみステーションとは別に、資源回収場所を新しく設けて、回収用コンテナ等を設置し、資源物（ガラスびん、空き缶類、PETボトル、古布類、古紙、廃食用油、PETボトルキャップ）を集める事業です。</p> <p>この事業は、資源の効率的な再資源化、資源化・減量化に対する市民意識の向上を目的としています。</p> <p>○事業のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物の回収量に応じて1kg当たり4円の助成金を交付 ・袋を使わずに資源物を出すことができる <p>○活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収場所で資源物の分別（回収は週に1回） ・資源回収場所の維持管理 <p>○手続き等のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月頃 資源回収活動推進助成金上半期分の申請 ・2月頃 廃棄物減量等推進員の推薦 ・3月頃 資源回収活動推進助成金下半期分の申請 <p>※事業の詳細については、44頁の「資源回収自治会事業を始めませんか？」をご参照ください。 新たに参加を希望される場合は、上記連絡先にお問い合わせください。</p>
<p>6 廃棄物減量等推進員の推薦について</p>	<p>資源回収自治会事業に参加している自治会から毎年度1名の推薦（2月頃）をお願いしています。現在の廃棄物減量等推進員の任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっています。</p> <p>なお、廃棄物減量等推進員の活動内容については、46頁の「袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員制度について」をご参照ください。</p> <p>○活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回の資源回収活動の管理等 ・5月頃 廃棄物減量等推進員説明会への出席 ・3月頃 活動報告書の作成

資源回収自治会事業を 始めてみませんか？



資源回収自治会事業とは

ごみステーションとは別の資源回収場所を新しく設けて、そこに回収用コンテナ等を設置し、資源物を収集する事業です。資源物の効率的な再資源化、減量化・資源化に対する市民意識の向上を目的としています。

事業のメリット

資源物の回収量に応じて、1kgあたり4円の助成金が支払われます。また、収集日の前日に回収用コンテナ等を設置いたしますので、袋を使わずに資源物を出すことができます。

活動内容

各ご家庭

- ・ごみステーション回収よりも細かい分別をする
- ・資源回収場所に、各自治会で決められた曜日に排出する

廃棄物減量等推進員

- ・各地域の資源回収活動のリーダー
 - ・市主催の説明会への出席（5月予定）
- ※廃棄物減量等推進員には市より所定の報酬が支払われます

問い合わせ先

〒299-0265
袖ヶ浦市長浦580-5
袖ヶ浦市廃棄物対策課（袖ヶ浦クリーンセンター）
☎：0438-63-1881

地域（自治会）

- ・資源回収場所の設定（25世帯に1箇所）
- ・資源回収場所の管理
- ・廃棄物減量等推進員の推薦（1名）
- ・助成金の申請、受領



資源回収の対象品目

- ・ガラスびん（無色・茶色・その他の色）
飲料用・食品用のびんが対象となります。
中を水でゆすいでから出します。
ごみステーションとは違い、無色・茶色・その他の色に分別して出します。

- ・空き缶類（アルミ・スチール）
飲料用・食品用の缶が対象となります。
中を水でゆすいでから出します。
ごみステーションとは違い、アルミ缶、スチール缶ごとに分別して出します。

- ・ペットボトルおよびペットボトルキャップ
飲料用・調理用のペットボトルが対象となります。
中を水でゆすぎ、ラベルをはがし、ペットボトルとキャップを分別して出します。

- ・古布類
厚手の冬物、下着類、汚損の激しいもの以外が対象となります。
濡れると資源化できなくなるため、雨や雪の日は出せません。

- ・古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ）
古紙の種類ごとに分別して、
ビニールひも等でしばって出します。
濡れると資源化できなくなるため、
雨や雪の日は出せません。

- ・廃食用油
サラダ油などの使用済の食用油が対象となります。
常温にして、揚げかすを取り除いてから出します。


分別ルールの詳細は「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」の
55ページ以降をご参照ください。

参考

令和6年度の実績（115自治会）

・全体の回収量 約 1,168 t、助成金額 4,706,264円

・1世帯当たりの平均助成金額 373円

※自治会の世帯数×平均助成金額で大まかな助成金額を計算してみてください。



袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員制度について

1 廃棄物減量等推進員

「廃棄物減量等推進員」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令に基づき市長の委嘱を受け、資源回収自治会事業を主とした、市の行うごみの資源化・減量化施策の「地域のリーダー」「行政と市民との橋渡し」を担う重要な役職と位置づけております。

資源回収自治会事業など、ごみの資源化・減量化については、自治会等を核とした地域コミュニティとの「協働」によって成り立っておりますので、自治会等の長とともに地域のリーダーとして活動していただくこととなります。

2 活動内容

- (1) 資源回収自治会事業のリーダーとなり、資源の分別指導や回収場所の管理等を行います。
ただし、実際の片付け等の作業や不適物の処理などの責任を、推進員のみが負うということではありません。
回収箇所が多い場合は、箇所ごとに自治会員で役割を分担し、その統括として全体を管理・運営することが好ましいです。
- (2) 市の廃棄物減量化・資源化施策の実施にあたり、自治会等の長とともに行政と市民との橋渡し役となり自治会員に周知・啓発を行います。
- (3) 廃棄物減量等推進員説明会に出席。(例年5月に市民会館で開催していますが、説明会の詳細については、別で通知します。)
- (4) その他、廃棄物の減量化・資源化に関すること。

3 報酬

推進員は非常勤特別職として委嘱され、毎月報酬が支払われます。

	月額	合計
報酬	3, 500円	42, 000円
源泉徴収税	107円	1, 284円
振込額	3, 393円	40, 716円
振込予定日	毎月21日頃	

4 推進員の任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。
再任も可能です。







5 推進員の腕章について

推進員には「腕章」を支給してあります。

見回り等職務にあたる際は、必ずこの腕章をつけるようにしてください。
なお、推進員が交代する場合は、新しい方に引き継いでください。

市からの連絡事項

環境経済部 商工観光課
連絡先：62-3465

件名	説明
<p>7 「そでがうらまつり～アレワイサノサ～」の開催について</p>	<p>そでがうらまつり実行委員会の主催により、第5回「そでがうらまつり～アレワイサノサ～」を開催します。</p> <p>より多くの方に楽しんでいただける、応援していただけるまつりとするため、区等自治会の皆様のご意見を伺いながら企画運営を進めるとともに、まつりのさらなる周知・PRに取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>○ 実施概要</p> <p>1 イベント名称 そでがうらまつり～アレワイサノサ～</p> <p>2 主催 そでがうらまつり実行委員会</p> <p>3 企画運営チーム そでがうらまつり応援団</p> <p>4 後援（予定） (一社) 袖ヶ浦市観光協会、 袖ヶ浦市商工会 等</p> <p>5 開催日 令和8年10月11日（日） ※荒天中止・小雨決行</p> <p>6 会場 袖ヶ浦市役所</p> <p>7 テーマ 市内外を問わず世代を超えた多くの方々が集い楽しめる交流イベントを開催することで、にぎわいあふれる地域づくりを図り、袖ヶ浦に対する愛着心を育みます。</p> <p>8 実施内容 「袖ヶ浦音頭」、氣志團制作の「袖ヶ浦音頭Ⅱ」による踊りを目玉企画としながら、老若男女問わず、様々な方に楽しんでいただけるイベント内容とする予定です（各種出店、ステージ等）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">   <p>まつり 特設サイト</p> </div> <div style="text-align: center;">   <p>応援団 Instagram</p> </div> <div style="text-align: center;">   <p>応援団 X(旧 Twitter)</p> </div> </div>

開催決定

第5回



青春が、もう一度やってくる。

つどい、つながる、そでがうら。

2026.10.11 SUN

in 袖ヶ浦市役所

(荒天中止・小雨決行)

お問合せ先

そでがうらまつり実行委員会事務局
(袖ヶ浦市役所商工観光課)

TEL:0438-62-3465

最新
情報

特設サイト



Instagram



市からの連絡事項

都市建設部 都市整備課（公園・駐車場班）

連絡先：各説明を参照

件名	説明												
<p>1 公園及び緑地の管理協力について</p>	<p>市では、地域住民による清潔で親しみの持てる公園づくりを目指すため、清掃、草取り、低木の刈り込みを行っていただく自治会や公園愛護団体などの皆様に報奨金をお支払いして管理業務のご協力をいただいております。</p> <p>今後も住民参加による公園づくりを更に進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>1 活動場所 市が管理する都市公園及び緑地</p> <p>2 対象となる団体等 自治会または市民2名以上で構成する任意の団体</p> <p>3 申込方法 公園及び緑地清掃協力申込書（2部）、社会奉仕活動承認申請書（2部）を袖ヶ浦造園協同組合へ郵送、又は都市整備課へ提出してください。 申込書、申請書は、袖ヶ浦造園協同組合に電話していただければ、郵送で受け取ることができます。</p> <p>4 作業項目及び回数、報奨金について</p> <table border="1" data-bbox="513 1173 1291 1384"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>回数</th> <th>金額（1年につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃</td> <td>月1回以上</td> <td>15円/m²</td> </tr> <tr> <td>除草</td> <td>年3回以上</td> <td>15円/m²</td> </tr> <tr> <td>低木刈り込み</td> <td>年1回</td> <td>70円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※報奨金は年2回の分割払いで、袖ヶ浦造園協同組合から支払われます。</p> <p>5 保険 公園及び緑地の管理に係る保険については、作業中のケガ等が対象となります（第三者への損害は対象となりません）。 保険に関して、ご不明な点などがありましたら、総務課へお問い合わせください（総務課 ☎：62-2104）。</p> <p>6 問い合わせ 【指定管理者】 袖ヶ浦造園協同組合（増栄産業株式会社内） 住所：袖ヶ浦市久保田2171番地 ☎：64-1008 【市】 都市整備課（公園・駐車場班） ☎：62-3521</p>	作業項目	回数	金額（1年につき）	清掃	月1回以上	15円/m ²	除草	年3回以上	15円/m ²	低木刈り込み	年1回	70円/m ²
作業項目	回数	金額（1年につき）											
清掃	月1回以上	15円/m ²											
除草	年3回以上	15円/m ²											
低木刈り込み	年1回	70円/m ²											

市からの連絡事項

都市建設部 都市整備課（住宅班）

連絡先：62-3645

件名	説明
<p>2 木造住宅の耐震改修工事等について</p>	<p>市では、耐震相談会の開催や、耐震改修工事等に対する補助金の交付などにより、市内木造住宅の耐震性の向上を推進しておりますが、依然として市内には耐震性の低い住宅が数多く存在しています。地震に不安を感じている方はご相談ください。</p> <p>対象となる建物の主な要件、制度の概要等は下記及び51頁のとおりです。詳細はお問い合わせください。</p> <p>1 対象となる建物の構造等 平成12年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造在来軸組工法の戸建て住宅であり、袖ヶ浦市民である所有者自らが居住する一戸建ての住宅であること。</p> <p>2 耐震相談会 年11回（4月から2月まで毎月1回）の開催を予定しています。また、訪問相談期間を設ける予定です。 日程は広報そでがうら及び市ホームページでご案内いたします。</p> <p>3 耐震精密診断助成、耐震改修に係る補助制度について 51頁をご参照ください。</p>
<p>3 瓦屋根耐風改修事業補助について</p>	<p>市では、地震や強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、既存住宅の瓦屋根の耐風改修工事にかかる補助を6月から開始する予定です。詳細は後日、広報そでがうら及び市ホームページでご案内いたします。</p>

■耐震精密診断助成について■

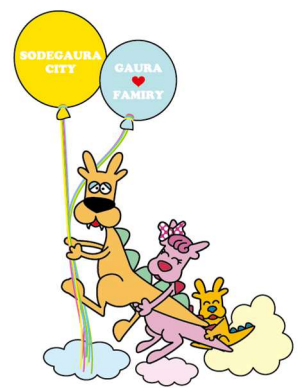
無料耐震相談会での簡易耐震診断の結果が耐震基準に満たなかった場合、1件あたり5,000円のご負担で耐震精密診断をお受けいただけます。耐震精密診断では資格を持った建築士が現地にて施工状況や劣化状況、簡易的な地盤の耐力測定等の調査を行い、より精度の高い耐震診断を実施します。また、耐震精密診断をお受けいただいた際は住宅の耐震性の評価と併せ、補強の計画案を提案いたします。

■耐震改修に係る補助制度について■

〈対象〉 以下の全てを満たす住宅

- ・平成12年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造在来軸組工法の戸建て住宅（申請者は住宅を所有し、かつ居住していることが必要となります。）
- ・市の耐震精密診断において補強の必要性が認められた住宅

補助金一覧		補助率	限度額
耐震設計監理		1/2	10万円
耐震工事	64歳以下の方	1/3	40万円
	65歳以上など	2/3	50万円
リフォーム工事		1/10	20万円
合計	64歳以下の方		70万円
	65歳以上など※		80万円



※65歳以上の方又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳1級若しくは2級の方

◆設計者及び工事業者は市に登録を行った者に限ります。

◆リフォーム工事の補助金は耐震改修工事と同時に行われるもののみが対象となります。

◆補助金は予算が無くなり次第、申請を締め切ります。

【費用例】 耐震改修工事費150万円（設計費20万円込、リフォーム無し）の場合

① 64歳以下の場合

実費負担額≒工事費150万円－10万円（設計補助）－40万円（工事補助）＝100万円

② 65歳以上の場合

実費負担額≒工事費150万円－10万円（設計補助）－50万円（工事補助）＝90万円


木造住宅耐震相談会 耐震精密診断助成について 耐震改修に係る補助制度



市からの連絡事項

都市建設部 土木管理課（管理班）


連絡先：62-3558

件名	説明
<p>4 道路美化活動のご協力について</p>	<p>市では、協働のまちづくりを理念に道路の美化活動（除草や花の植栽など）を行っていただく市民団体などの皆様に、草刈り機の燃料や、ごみ袋などを支給し活動を支援する、道路アダプトプログラム制度への加入を随時募集しています。</p> <p>今後も市民参加による道路の美化活動を進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動場所 市が管理する道路（県道や国道は対象外です。） 2 対象となる団体等 自治会や企業等の団体、2人以上の市民で構成する任意の団体 3 申込方法 参加申込書、合意書（2部）、会員名簿を提出してください（各地区の交流センターでお預かりすることもできます）。 申請様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、土木管理課又は各地区の交流センターの窓口で受け取ることができます。 4 支給品 草刈り機の燃料、ごみ袋、花の苗、肥料、お茶 5 保険 市で保険（作業中のケガ等対象）に加入します 6 問い合わせ 都市建設部 土木管理課（管理班） <p>詳細は、市ホームページをご確認ください。 <https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/doboku-kanri/adapt.html></p> <div style="text-align: center;">  <p>（2次元コード）</p> </div>

市からの連絡事項

消防本部 総務課

連絡先：62-0119

件名	説明												
<p>1 消防団員の確保について</p>	<p>消防団は、常備消防である消防本部・消防署とともに、法律に基づき、全国の市町村に設置されている消防機関です。常備消防と連携協力してあらゆる災害に対応し、地域に密着した即時対応力、要員動員力に優れており、まさに地域防災力の中核となっています。しかし、近年は被雇用者団員の増加や若者の地域離れ等から団員数の減少や構成年齢の高齢化という課題に直面しています。</p> <p>消防本部としましても、各種広報媒体を活用した消防団活動の紹介のほか、各種訓練、研修等を計画的に実施し、消防団員の活動しやすい環境づくりを行うとこと併せ、若い世代に対して消防団活動の啓発活動をすることで将来的な入団の促進を行い、また団員の処遇改善を図るなど、消防団員の確保に鋭意努力しております。</p> <p>市政協力員の皆さまにおかれましても、地元分団の新規入団者の確保に、何卒お力添えくださいますようお願い申し上げます。</p> <p>・本市の消防団員定数（467名）に対する充足率</p> <table border="1" data-bbox="558 1120 1212 1288"> <tr> <td>令和 4年4月</td> <td>363名</td> <td>77.7%</td> </tr> <tr> <td>令和 5年4月</td> <td>359名</td> <td>76.9%</td> </tr> <tr> <td>令和 6年4月</td> <td>346名</td> <td>74.1%</td> </tr> <tr> <td>令和 7年4月</td> <td>356名</td> <td>76.2%</td> </tr> </table>	令和 4年4月	363名	77.7%	令和 5年4月	359名	76.9%	令和 6年4月	346名	74.1%	令和 7年4月	356名	76.2%
令和 4年4月	363名	77.7%											
令和 5年4月	359名	76.9%											
令和 6年4月	346名	74.1%											
令和 7年4月	356名	76.2%											
<p>2 消火栓ホース格納箱について</p>	<p>格納箱は、地域住民の皆様が火災を発見した際、即座に初期消火を行うことを目的として、消防団により維持管理されています。</p> <p>消火栓ホース格納箱の腐食等で使用に耐え難く、転倒事故が懸念されるなどの場合については別冊資料21頁「消防施設事業申請書」に現状の状況等を記入のうえ地元消防団を通じて要望していただきますようお願い致します。</p>												
<p>3 「(仮称)袖ヶ浦市統合消防庁舎」の整備について</p>	<p>施設の老朽化が進んでいる消防本部・中央消防署と長浦消防署の2署を統合し、新たな防災拠点となる統合消防庁舎建設を飯富地先で推進することを盛り込んだ「(仮称)袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針」を令和7年度に策定いたしました。</p> <p>今後、基本方針を基に事業を推進してまいります。</p> <p>なお、基本方針の詳細な内容については市ホームページでお知らせしておりますのでご覧ください。</p> <p><https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shobo-somu/syouboutyousya.html></p> <div data-bbox="587 1948 702 2060" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(2次元コード)</p>												

市からの連絡事項

消防本部 予防課（調査指導班）

連絡先：63-6199

件名	説明
<p>4 火災予防対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器 ・感震ブレーカー 	<p>本市では、袖ヶ浦市火災予防条例により、火災予防対策を進めております。</p> <p>1 住宅用火災警報器について 全ての住宅の寝室及び寝室が2階にある場合は階段に住宅用火災警報器の設置が義務付けられております。</p> <p>住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や炎を感知し、警報音や音声によって火災の発生を知らせる有用な機器です。設置促進に加え、作動点検や機器の更新について、継続して広報を行ってまいります。</p> <p>2 感震ブレーカーについて 大規模な地震により停電、その後、電気の復旧による電気火災が懸念されておりますことから、電気火災の予防対策として感震ブレーカー設置についても併せて啓発を進めてまいります。</p> <p>これら火災予防対策の推進にあたり、自治会等における啓発活動へのご協力をお願いします。説明会等の要望がありましたら、消防本部予防課にて対応します。</p>

消防本部 中央消防署

連絡先：64-0165

件名	説明
<p>5 一般市民による心肺蘇生及び救命講習受講の重要性</p>	<p>心肺蘇生法とは、胸骨圧迫、人工呼吸を行い、心臓、呼吸の再開を目指すものです。</p> <p>傷病者が倒れてから、心肺蘇生法、AEDの使用を早期に実施することにより社会復帰の可能性が格段に上昇することになります。</p> <p>本市では、普通救命講習を開催しており、心肺蘇生法、AEDの使用法、その他応急手当の指導を行っております。</p> <p>市民の皆様には本講習を受講していただくことが、知識、技術を身につけ、大切な人の命を救うための第一歩となると考えておりますので趣旨をご理解いただき、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。</p>

市からの連絡事項

教育部 生涯学習課（社会教育班）

連絡先：62-3743

件名	説明
<p>1 青少年育成袖ヶ浦市民会議賛助会費の納入について</p>	<p>青少年育成袖ヶ浦市民会議では、青少年育成のための事業の開催・賛助等を行っています。（59頁参照） それらの活動経費は、市からの補助金と市民の皆様方の会費等でまかっています。 つきましては、各区・自治会からの賛助をお願いします。 詳細は、別途依頼文を送付いたします。</p> <p>1 賛助会費…100世帯以上の区・自治会 4,000円 100世帯未満の区・自治会 2,000円</p> <p>2 納入場所…市役所中庁舎2階生涯学習課又は各交流センター</p> <p>3 納入受付締切…令和8年6月5日（金）</p>
<p>2 市職員出前講座のご案内</p>	<p>市政の情報を皆様の学習に役立てていただくため、地域の学習会に職員が講師として出向き、市の事業や施策についてご説明する事業です。 講座は48のメニューを用意しています。（62頁参照）</p> <p>1 対象…市内に在住、在勤又は在学している10人以上の団体</p> <p>2 開催日時…午前9時から午後9時までの2時間以内 （12月28日から1月1日を除く）</p> <p>3 会場…各交流センター、集会所等の施設 （会場は団体でご用意ください）</p> <p>4 費用…原則無料 （教材費等が発生する場合、実費負担あり）</p> <p>5 申込み方法…開講日の20日前までに生涯学習課へ申込書を提出（FAX・メールでも申込可） ※一部、担当課に直接お申込みいただく講座があります。 ※メニュー・申込書は、市ホームページから閲覧・ダウンロードすることができます。</p> <p>6 その他…個人のお申込みや営利目的等ではご利用いただけません。 ※メニューの有効期間 <u>令和8年4月1日～令和9年3月31日</u> （期間中にメニューが更新される場合があります）</p>

市からの連絡事項

教育部 生涯学習課（社会教育班）

連絡先：62-3743

件名	説明
<p>3 SODEGA URA子どもス ポーツフェスタ 開催のご案内</p>	<p>青少年相談員連絡協議会と子ども会育成会連絡協議会の共催で、子どもスポーツ大会を開催します。</p> <p>このスポーツ大会は、青少年健全育成の一環として、市内の小学生を一堂に集め、スポーツを通じて心身の健全な育成と交流・親睦を図ることを目的としています。</p> <p>自治会・子ども会単位での参加も可能ですので、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日時…令和9年1月23日（土） 2 会場…袖ヶ浦市総合運動場 3 種目…陸上、サッカー、フラッグフットボール、テニス、ボッチャ、ユニバーサルホッケー、友遊ボール（野球）、体力測定（令和7年度実績） 4 対象…市内在住の小学生及び未就学児 （小学3年生以下保護者同伴） 5 募集…詳細につきましては、広報等でお知らせします。
<p>4 第31回そで がうらわんぱく クエスト実施に 伴うご協力のお 願い</p>	<p>青少年に野外泊、自炊、徒歩移動、地域住民との交流などの条件を設定し、非日常的な体験をさせることにより、感謝の気持ちやたくましい心と身体をはぐくむとともに、地域を担う人材の育成を行います。</p> <p>昨年度は袖ヶ浦市内を活動範囲とし、民泊や公共施設での宿泊を行いながら、ゴールを目指しました。農作物の収穫や施設の見学等、地域の方々に様々な体験をさせていただきながら、充実した2泊3日を過ごすことができました。今回も参加者の安全・健康を考慮しながら実施してまいります。</p> <p>期間中、参加者のご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日時…令和8年7月27日（月）～7月29日（水） 2 対象…市内在住の小学校5年生から中学校3年生までの男女42名
<p>5 令和8年度袖 ヶ浦市青少年健 全育成推進大会 の実行委員及び 参加について</p>	<p>市民各層の青少年育成運動に対する理解と参加促進を図るため、令和8年7月4日（土）に令和8年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会を開催します。（65頁参照）</p> <p>大会当日の参加について、自治連絡協議会に依頼をしております。後日正式な依頼をさせていただいておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

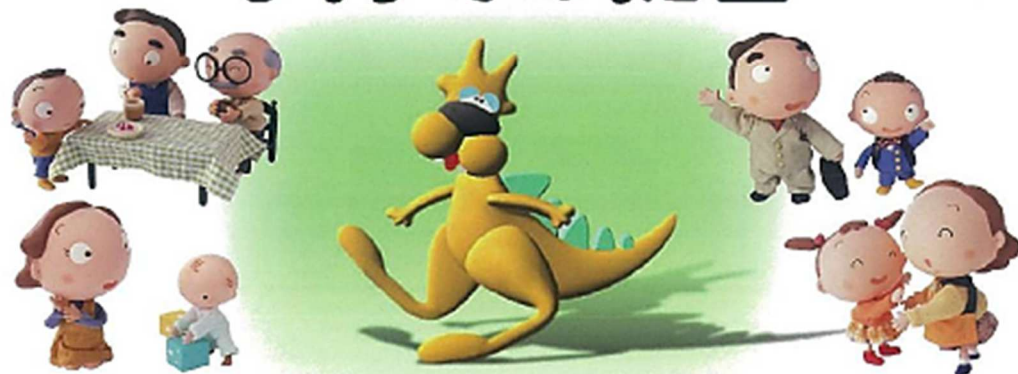
市からの連絡事項

教育部 生涯学習課（社会教育班）

連絡先：62-3743

件名	説明
6 第42回生涯学習推進大会の参加について	<p>生涯を通して学習することの意義について、市民の理解を一層深めるとともに、学習意欲の向上と学習活動への参加の促進を図るため、令和9年2月13日（土）に第42回生涯学習推進大会を開催します。</p> <p>つきましては、大会当日の参加について、自治連絡協議会に依頼をしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

“子育ての提言”



子どもたちの健やかな成長は、袖ヶ浦市民みんなの願いです。そのためにわたしたち大人は、学校・家庭・地域が連携し、がっちりとスクラムを組んで粘り強く子育てを行うことが求められています。

「地域の子どもは地域で育てる」をモットーに、袖ヶ浦市の未来を担うたからを、大きく、やさしく、のびやかに育てていこうではありませんか！

1
2
3

私たち大人は

思いやりのある子どもに育てます。

ルールを守る子どもに育てます。

あいさつとありがとうの言える子どもに育てます。

袖ヶ浦市
子育て
3か条

↓↓ そのために ↓↓ ↓↓ ↓↓ ↓↓ ↓↓ ↓↓ ↓↓

家庭は

家族のふれあいを大切にします。

- ・親子の対話
- ・家族そろって食事
- ・親子で一緒に読書

正しいリズムではつらつとした生活を心がけます。

- ・早寝・早起き・朝ごはんの生活習慣
 - ・心をこめたあいさつ・ありがとう
 - ・正しい言葉遣いとはつらつとした返事
- かわいいからこそ、愛情を持って厳しく育てます。
- ・叱るときは、真剣に
 - ・ルールを守り、我慢のできる子に
 - ・年齢に応じた手伝いを

地域は

地域の子どもは地域で育てるという気持ちで子どもとふれあいます。

- ・大人からあいさつ
 - ・悪いことは、遠慮せずにその場で声かけ
 - ・大人自身が社会のマナーを
- 大人同士が協力し合う姿を、子どもに見せます。

近所づきあいを大切に
地域の行事にすすんで参加
子どもの前では、他人の悪口を言わない

「わたしたちの学校」、みんなで子どもを育てます。

- ・学校行事に積極的に参加
- ・学校にボランティアとして協力
- ・子どもたちの登下校を「ながらパトロール」で見守り

子どもは大人の言うようには育ちません！
子どもは大人のするように育ちます！

袖ヶ浦市教育委員会

青少年育成袖ヶ浦市民会議について

④青少年育成袖ヶ浦市民会議とは

青少年の健やかな成長は、袖ヶ浦市民みんなの願いであり、青少年にとって最も身近な生活の場である地域において、育成活動を行うことが重要であるといわれています。

そのような状況の中、住民を主体に地域ぐるみで青少年の健全育成活動に取り組むため、昭和53年に県のモデル地区として「青少年育成袖ヶ浦市民会議」が発足しました。

また、平成14年には、より地域に根ざした活動を行うために、青少年育成袖ヶ浦市民会議の下部組織として、市内5地区に「地区住民会議」が発足しました。

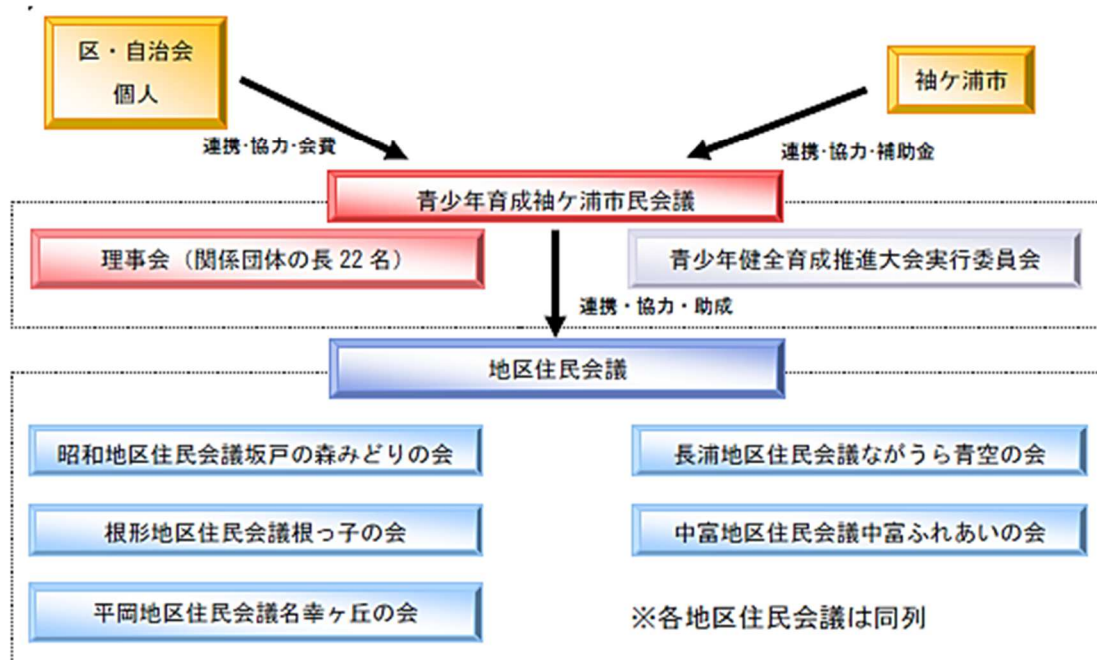
★設立年月日 昭和53年（1978年）12月8日（設立48年目）

★構成団体 22団体

社会教育委員、自治連絡協議会、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、君津地区保護司会袖ヶ浦支部、スポーツ推進委員協議会、ガールスカウト千葉県第87団育成会、小中学校長会、サッカー協会、レクリエーション協会、公民館運営審議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ボーイスカウト袖ヶ浦第1団育成会、PTA連絡協議会、少年野球連盟、袖ヶ浦地区更生保護女性会、坂戸の森みどりの会、ながうら青空の会、根っ子の会、中富ふれあいの会、名幸ヶ丘の会

★事務局 袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課内（Tel. 0438-62-3743【直通】）

★組織図



◎青少年育成袖ヶ浦市民会議の活動

青少年に関する様々な問題を見据えて、行政の施策に呼応しながら、市民の総意のもとに次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とし、青少年育成のための市民意識高揚の活動、青少年の健全育成、非行防止のための活動等を行っています。

理事会では、事業計画や予算等、市民会議の方向を話し合っ決定します。

○青少年健全育成推進大会（年1回、例年7月開催）

地域の方々を中心に地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むため、青少年関係団体等の関係者をはじめ、一般市民の参加を求めて大会を開催しています。

青少年育成運動に対する理解と自覚、積極的参加を促進することを目的としています。

参加者：大会331名 記念講演294名

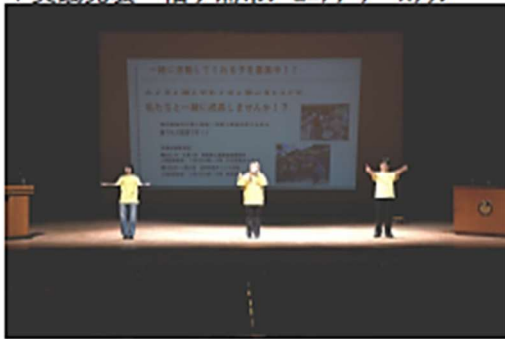
▼市民三学大学講座 名越 康文 氏



▼実践発表 ガウラこども食堂



▼実践発表 袖ヶ浦市ジュニアリーダークラブ



○青少年育成者感謝状

日頃、青少年の健全育成を図るため、積極的に活動している方に対して感謝状を贈り、更なる活動の発展に資することを目的としています。

【令和7年度表彰者】

坂戸の森みどりの会：鈴木 基子 様

ながうら青空の会：北島 まゆみ 様

中島 めぐみ 様

根っ子の会：尾崎 精孝 様

中富ふれあいの会：濱崎 素直 様

名幸ヶ丘の会：奥田 義明 様



○地区住民会議への支援

青少年育成袖ヶ浦市民会議の下部組織として、市内各交流センターを拠点に、学校・家庭・地域社会が密接に連携して、より地域に即した独自事業を展開している地区住民会議を支援します。

※各地区の詳しい活動内容は、各事務局（各交流センター）にお問合せください。

子ども安全パトロール

登下校時間に合わせ、買い物や散歩をしながらパトロールを行って、児童生徒の安全確保を図る活動で、全地区で実施しています。

オレンジ帽子は、『子ども安全パトロール』協力者の印です。

協力者は随時、各交流センターにて募集しています。



市民会館入口付近の様子

悪天候の中でも、子どもたちのために、活動されています。

このような活動を、市内各地で多くの方がされています。いつもありがとうございます。

○賛助事業 市内の青少年を対象とした事業に対し、助成します。

SODEGAURA子どもスポーツフェスタ（主催：青少年相談員、子ども会育成会）

競技…陸上、サッカー、フラッグフットボール、友遊ボール、ソフトテニス、ポッチャ、ユニバーサルホッケー

令和7年度 10月25日開催

・参加児童 220名



④運営について

青少年育成袖ヶ浦市民会議の運営は、市からの補助金、各区・自治会からの賛助会費及び個人会費等で賄われています。

★活動費 ○会費：個人…一口 100円から（何口でも可）
団体…一口 3,000円

○賛助会費：区、自治会 ○市補助金

活動に賛同いただける場合は、市民会議事務局（TEL0438-62-3743）までご連絡ください。皆様のご理解・ご協力をお願いします！

令和8年度 袖ヶ浦市職員 出前講座メニュー



☆Pick up! 令和8年度新規開設メニュー☆

No.	タイトル	内 容	担 当
15	正しい知識で感染症から身を守ろう	感染症に関する一般的な話から、インフルエンザ等流行しやすい感染症とその予防対策など、家庭でできる感染予防策について説明します。手洗いチェッカーを使用して正しい手洗い方法の実演も可能です。	健康推進課
17	子育てを楽しもう!	親子間の絆を深めるコミュニケーション術や、ストレスコントロールの方法を楽しく学びます。	こども家庭センター
48	地域の歴史について	お住まいの地域に所在する文化財をとおして、地域の歴史を分かりやすく解説します。	生涯学習課
No.	タイトル	内 容	担 当
1	袖ヶ浦市総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	市が目指す将来の姿である『みんなで作る 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦』の実現に向けた、総合計画(令和2年度から令和13年度)と将来人口推計、地方創生の取組等をまとめた総合戦略について説明します。	計画推進課
2	袖ヶ浦市の行政改革	行政改革の基本的な考え方や袖ヶ浦市行政改革プラン(令和8年度から令和13年度)の全体像、概要等について説明します。	DX推進課
3	自主防災組織って何?	災害時に地域住民が協力して、自分たちの命や財産を守るための自主防災組織について説明します。	防災安全課
4	災害に備えて	市の防災対策、地域や家庭でできる防災対策、袖ヶ浦市総合ハザードマップ等について説明します。 タイトル№37「地震に強いわが家にしよう」と併せて受講することをお勧めします。	防災安全課
5	交通安全教室	幼児、小・中学生、高齢者、一般と各年齢に応じた内容で、交通ルールとマナーについてお話しします。	防災安全課
6	防犯講習会	地域での犯罪発生件数、内容等を説明し、防犯意識を高めるとともに、犯罪を未然に防止し、被害にあわないための講話です。	※この2講座は直接「防災安全課」に申し込んでください 電話 62-3106
7	袖ヶ浦市の予算	当年度の市の予算概要について、一般会計部分を中心にわかりやすく説明します。	財政課
8	公共施設のこれから	公共施設の現状や課題を踏まえ、今後の公共施設のあり方について、わかりやすく説明します。	公共施設マネジメント課
9	男女共同参画ことはじめ	男女共同参画とはどんなことなのか、男女共同参画の必要性や取組等について説明します。	地域コミュニティ課
10	協働事業提案制度について	地域で抱えている課題等を市民と行政が協働で解決していく仕組み(協働事業提案制度)について説明します。	地域コミュニティ課
11	袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例について	地域コミュニティの活性化と、市民と行政の協働を進め、袖ヶ浦市をもっと“住みやすいまち”に。 協働のまちづくりを進める基本的なルールになる「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」と市の取組について説明します。	地域コミュニティ課
12	袖ヶ浦市の国民健康保険について	国保制度のしくみ、財政状況、保険税等について説明します。	保険年金課
13	なぜ特定健診を受診しなければいけないの?	年々増加していく医療費を「予防」により少しでも減らしていくため、健診を受診し、病気を予防しましょう。健診結果と生活習慣の関係について、自分の健診結果を見ながら確認します。	保険年金課 健康推進課
14	がん検診を受けよう	市で行っているがん検診の内容や、がん検診受診の必要性、受診方法(予約のとり方)について説明します。 併せてがんを予防するための食生活や生活習慣について学びます。	健康推進課
15	正しい知識で感染症から身を守ろう	感染症に関する一般的な話から、インフルエンザ等流行しやすい感染症とその予防対策など、家庭でできる感染予防策について説明します。手洗いチェッカーを使用して正しい手洗い方法の実演も可能です。	健康推進課
16	子育て支援事業の取組	様々な子育て支援サービスの状況及び計画について説明します。	保育幼稚園課 子育て支援課

No.	タイトル	内容	担当
17	子育てを楽しもう！	親子間の絆を深めるコミュニケーション術や、ストレスコントロールの方法を楽しく学びます。	こども家庭センター
18	市スポーツ振興について	市のスポーツ振興について説明します。	スポーツ振興課
19	地域福祉計画って何？	どうして計画が必要なのか？ 自助、共助、公助って？ 助け合いの地域社会づくり等について説明します。	地域福祉課
20	生活困窮者自立支援制度について	制度の概要について、事例を交えて説明します。	地域福祉課
21	誰もが過ごしやすい社会にしよう	車いす・アイマスク・高齢者疑似体験セット等を使用した体験を通して障がいのある方や高齢者の気持ちを考え、福祉について学ぶ機会を作ってみませんか。	社会福祉協議会
22	障がい福祉サービス	制度の仕組みや福祉サービスの利用方法等について説明します。	障がい福祉課
23	障がいの理解・障がいのある人への配慮について	主に障害者差別解消法の概要説明を通じ、障がいの理解や障がいのある人に必要な配慮等について説明します。	障がい福祉課
24	介護保険制度の概要	介護保険制度の概要について説明します。 1. 制度のしくみ 2. サービスの利用方法等	高齢者支援課
25	高齢者の生活を支援する事業の概要	袖ヶ浦市の高齢者の生活を支援する事業の概要を説明します。	高齢者支援課
26	生活の中でできる介護予防	いつまでも住み慣れた場所で安心して生活していくために、転倒予防や認知症への理解等介護予防の取組について紹介します。	高齢者支援課
27	成年後見制度について	高齢者や障がいを抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる成年後見制度の利用支援や体制整備について説明します。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課
28	袖ヶ浦の環境について	袖ヶ浦市の大気や水質等の現状を説明し、より良い環境を創造するにはどうすれば良いのかを一緒に考えます。	環境管理課
29	地球温暖化対策について	私たちができる地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減と地球温暖化による影響への適応に向けた取組を、身近なところから紹介します。	環境管理課
30	地域猫活動について	飼い主のいない猫による環境悪化を防ぐための地域猫活動等について説明します。	環境管理課
31	ごみの減量化・資源化への取組	ごみ処理の状況と減量化・資源化のための制度・仕組みについて説明します。	廃棄物対策課
32	袖ヶ浦市の農業の現状について	袖ヶ浦市の農業の現状について説明し、今後の農業振興について考えます。	農林振興課
33	袖ヶ浦市の商工業、観光業の現状について	市内の商工業、観光等の現状及び課題について説明します。	商工観光課
34	袖ヶ浦市の都市計画	・都市計画ってなに？(都市計画の基礎知識) ・袖ヶ浦市の都市計画の状況等について、説明します。 ・開発許可制度について、説明します。	都市計画課
35	公共交通の現状と利用促進	公共交通の現状や利用促進に向けた市の取組及びデマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」について説明します。	都市計画課
36	空家対策の取組	市内における空家の状況や、市が取り組んでいる空家対策の概要について説明します。将来、ご自宅や、ご近所が空家になってしまったらどうすればよいのか、それぞれの立場で何ができるのかを一緒に考えてみませんか。	都市整備課
37	地震に強い家がにしよう	地震による強い揺れから住まいを守るためにはどうしたらよいのか？木造住宅耐震促進事業(無料耐震相談会、他補助制度)について説明します。タイトル№4「災害に備えて」と併せて受講することをお勧めします。	都市整備課
38	道路境界について	道路境界についての一般的な取り扱い、及びその境界確認、測量、登記等の一連の作業について説明します。	土木管理課
39	下水道のしくみを知っていますか？	終末処理場内の施設等を使い、下水道概要と処理のしくみを紹介します。	下水道課

No.	タイトル	内 容	担 当
40	火災予防講座	火災の発生原因と防火の心構えについて説明します。	消防本部予防課
41	だれにでもできる 応急処置(救急指導)	観察要領、止血、副子固定、三角巾の活用等の救急法を指導します。	消防署
42	普通救命講習	急な発作で呼吸と心臓が止まったときの応急手当「心肺蘇生法」について指導します。	※この2講座は直接「中央消防署」に 申し込んでください。 電話 64-0165
43	教育委員会の役割	教育委員会の制度、役割等について学びます。	教育総務課
44	袖ヶ浦市の 特色ある学校教育	本市の学校教育における特色ある環境や活動について説明します。	学校教育課
45	総合教育センターの 教育支援について	総合教育センターが実施している様々な教育支援について説明します。	総合教育 センター
46	生涯学習の 推進に向けて	生涯学習の意義とその必要性、また、本市における生涯学習推進のための取組について説明します。	生涯学習課
47	国史跡 「山野貝塚」について	平成29年度に国史跡に指定された山野貝塚(さんやかいづか)について、出土品や指定の経緯、今後の整備について説明します。 ・山野貝塚はなぜ国史跡に指定されたか ・山野貝塚の出土品 ・貝塚からわかること ・山野貝塚の整備	生涯学習課
48	地域の歴史について	お住まいの地域に所在する文化財をととして、地域の歴史を分かりやすく解説します。	生涯学習課

この出前講座メニューの有効期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までです。



令和8年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会実施要項（案）

1. 趣旨

次代の担い手である青少年の健全育成が、真にその成果を発揮するためには、地域における住民の日常的な育成活動が活発に行われることが必要である。このため、青少年関係機関、団体等の関係者をはじめ一般市民の参加を求めて、青少年健全育成推進大会を開催し、市民各層の青少年育成運動に対する理解と自覚と積極的参加を促進しようとするものである。

2. 主催 青少年育成袖ヶ浦市民会議／青少年健全育成推進大会実行委員会

3. 主管 袖ヶ浦市教育委員会

4. 日時 令和8年7月4日（土）13時から

5. 会場 市民会館（昭和交流センター）大ホール

6. 参加対象

（1）関係委員、団体

社会教育委員、自治連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、君津地区保護司会袖ヶ浦支部、スポーツ推進委員協議会、ガールスカウト千葉県第87団育成会、小中学校長会、サッカー協会、レクリエーション協会、公民館運営審議会、青少年相談員連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ボーイスカウト袖ヶ浦第1団育成会、PTA連絡協議会、少年野球連盟、更生保護女性会、防犯指導員協議会、社会教育推進員、少年補導員、坂戸の森みどりの会、ながうら青空の会、根っ子の会、中富ふれあいの会、名幸ヶ丘の会、その他の社会教育関係団体

（2）その他、本大会の趣旨に賛同する市民

7. 大会次第

受付	12:30～13:00
(1) 開会式	13:00～13:30
①開式の言葉	
②主催者挨拶	
③袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈	
④来賓祝辞	
⑤閉式の言葉	
(2) 市民会議会員募集	13:30～13:35
(3) 大会宣言　－袖ヶ浦市子育ての提言－	13:35～13:45
(4) 実践発表（発表団体については、現在調整中）	13:45～14:20
<発表団体①>	(13:45～14:00)
<発表団体②>	(14:05～14:20)
(5) 休憩・市民三学大学講座入場	14:20～14:30
(6) 記念講演（第1回市民三学大学講座）	14:30～16:00
演題　調整中	
講師　調整中	
(7) 大会閉会の言葉	16:00

※大会受付時に「光のコスモス」、休憩時に「袖ヶ浦音頭Ⅱ」の音源を流す予定です。

市からの連絡事項

選挙管理委員会事務局

連絡先：62-3913

件名	説明
<p>1 選挙執行時の投票所の施設借用と投票立会人の選出</p>	<p>○令和8年度に執行が予定されている選挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県議会議員選挙 <p>投票日は令和9年度ですが、令和9年4月29日任期の千葉県議会議員選挙が、令和9年4月上旬に執行予定です。 (令和8年度中に、以下の依頼文書を発送予定)</p> <p>1 投票所の施設借用 対象施設を所管している区・分区は、日程が決まりましたらご配慮をお願いします。 借用の依頼文書を送付しますので、承諾書の返送をお願いします。</p> <p>2 投票立会人の選出 各投票所で選挙当日の投票立会人を選出していただいております。選挙権があり、当該選挙の候補者と直接関係のない公正な方の選出をお願いします。 令和7年度から投票立会人の交代制を導入している為、午前と午後で異なる方を選出いただくことも可能になっています。(従前のおり、終日同じ方が従事することも可能) 複数の区・分区が一つの投票所の対象となる場合は、相談の上、報告依頼をしている協力員が代表して報告をしていただきます。</p>

市からの連絡事項

社会福祉協議会

連絡先：63-3888

件名	説明
<p>1 袖ヶ浦市社会福祉協議会支部長の依頼について</p>	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された公共性の高い社会福祉法人として、地域福祉活動（誰もが地域の中で生涯にわたって自立し、自由で個性豊かな生活ができる支え合い、助け合いの地域社会づくり）の中心的役割を果たすため、地域住民の福祉活動への参加を促進し、行政機関、福祉関係団体等と連携して地域福祉の推進に取り組んでいます。</p> <p>本協議会では、地域の皆様と一体となって支え合い、助け合いの地域社会づくりを推進するため、地域の代表者である皆様にご協力をいただき、地域福祉の増進・推進を図ってまいります。</p> <p>つきましては、皆様に社会福祉協議会の支部長をご依頼したく存じますので、ご了承くださいませようお願いします。</p> <p>任期 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p>
<p>2 令和8年度袖ヶ浦市社会福祉協議会費等の納入依頼について</p>	<p>地域福祉活動の中心的役割を果たす社会福祉協議会を運営するためには、自主財源の確保が必要です。</p> <p>本協議会の財源は、会費・募金・寄付金等の自主財源と、補助金・委託金等の依存財源から構成されています。</p> <p>つきましては、地域福祉推進のため、令和8年度の会費等の取りまとめについて、ご協力をくださるようお願いいたします。</p> <p>*ご協力いただきます会費等の納入依頼は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会会費 <ul style="list-style-type: none"> 4月 依頼 5月～6月 取りまとめ 2 赤い羽根共同募金 <ul style="list-style-type: none"> 9月 依頼 10月～11月 取りまとめ 3 歳末たすけあい募金 <ul style="list-style-type: none"> 11月 依頼 12月 取りまとめ

【参考：袖ヶ浦市市政協力員設置要綱】

(設置)

第1条 本市は、市行政の健全な発展と円滑な運営に資するため市政協力員を置く。

(地域)

第2条 市政協力員を設置する地域（以下「区等」という。）及び市政協力員の数は、別表第1のとおりとする。

(委嘱)

第3条 市政協力員は、区等の住民の推薦した者につき、市長がこれを委嘱する。

(任期)

第4条 市政協力員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市政協力員が任期満了又は任期中辞任しようとするときは、後任者が委嘱されるまで在任しなければならない。

(職務)

第5条 市政協力員は、その区等において次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 市行政の周知伝達に関すること。

(2) 簡易な調査報告に関すること。

(3) 各種文書配布に関すること。

(4) 地域住民の建設的意見の連絡に関すること。

(報償金)

第6条 市政協力員には別表第2に規定する額を報償金として支給する。

(報償金の支給方法)

第7条 新たに市政協力員となった者には、その日から報償金を支給し、市政協力員が辞任したときは、その日（死亡したときは、その月）までこれを支給する。

2 前項の規定により報償金を支給する場合において、月の初日から末日まで支給する以外のときは、その月の現日数を基礎とした日割計算による額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）を支給する。

(守秘義務)

第8条 市政協力員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市行政協力交付金交付要綱の一部改正)

2 袖ヶ浦市行政協力交付金交付要綱(平成17年告示第232号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和3年4月26日告示第127号)

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年8月16日告示第185号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日告示第175号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第62号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月25日告示第178号)

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区等の名称	市政協力員の数	区等の名称	市政協力員の数	区等の名称	市政協力員の数
奈良輪区	7	橘区	3	小路第1区	1
高須区	6	飯富区	4	小路第2区	3
スマートハイムシティ袖ヶ浦自治会	1	下新田区	1	成蔵区	1
坂戸市場区	6	三ツ作区	1	野添区	1
神納一区	7	大曾根区	1	上宿区	4
神納東区	4	勝区	1	中下区	1
福王台自治会	6	のぞみ野自治連合会	3	中川団地自治会	1
富士見台自治会	1	野田区	1	山中区	1
牧場団地自治会	1	永地区	1	大鳥居区	1
神納まきば自治会	1	下泉区	1	三谷区	1
袖ヶ浦シーハイツ自治会	1	高谷区	3	下根岸区	1
今井3丁目なぎさ自治会	1	三箇区	3	阿部区	1
今井区	1	鹿島区	6	堂谷区	1
今井中央自治会	1	川原井区	7	打越区	1
今井東自治会	1	林区	1	大竹区	1
蔵波区	5	野里区	5	滝の口区	1
外野区	1	花房平自治会	1	滝の口ファミリータウン自治会	1
ラミアール千葉袖ヶ浦自治会	1	上泉区	3	吉野田区	1
蔵波台自治連絡協議会	11	滝ヶ沢自治会	1	岩井作区	1
長浦駅前自治連合会	11	もみの木台自治会	1	玉野区	1
久保田区	6	永吉区	1	上宮田区	1
浜宿団地自治会	1	岩井区	1	下宮田区	1
代宿区	9	百目木区	1	袖ヶ浦駅前自治会	1

別表第2（第6条関係）

職名	区分		報償（円）		
市政協力員	構成世帯数	30戸未満	区長等	月額	12,000
			分区長等		11,000
		30戸以上50戸未満	区長等		13,000
			分区長等		12,000
		50戸以上100戸未満	区長等		14,000
			分区長等		13,000
		100戸以上	区長等		15,000
			分区長等		14,000

備考

- 1 区長等とは、別表第1に掲げる区等の長をいう。
- 2 分区長等とは、別表第1に掲げる区等を構成する分区等の長をいう。

